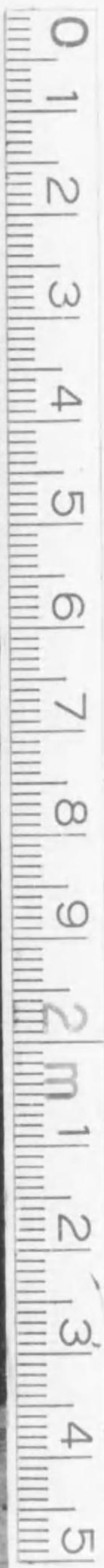


日本外史

卷卷  
之之  
四三

特257

245



始





特257  
245



註解

日

本

外

史

卷之三  
卷之四



日本外史



解義

(法皇)後白河法皇  
 (除)官に叙す  
 (聽院昇殿)法皇御所の御殿に昇ることをゆるす  
 (粗鄙)粗暴鄙劣  
 (不任)似付かぬ事  
 (嗤笑)そしり笑はれること  
 (叔季)叔は兄、季は弟なり  
 (鄙人)義仲自身を稱す  
 (間)關係する  
 (咨問)たづね問ふ  
 (情)誠心誠意

日本外史卷之三

源氏正記

源氏下

賴 襄子成 著

是月。法皇會諸公卿。論討平氏功。賴朝第一。義仲第二。叙義仲從五位下。任左馬頭。除越後守。除行家備後守。二人不悅。更除義仲伊豫守。行家備前守。竝聽院昇殿。收平氏五百餘邑。賜其百四十于義仲。留衛京師。世呼曰旭日將軍。義仲生長山野。舉止粗鄙。不任衣冠。爲京人所嗤笑。初以仁王子爲僧。奔越後。稱北陸宮。年十七。義仲奉以入京師。八月。法皇以乘輿西奔。京師無主。議立天子。時有高倉帝皇子二人。叔五歲。季四歲。法皇欲擇而立之。因宣問之。義仲屬意於北陸宮。奏曰。立君重事。非鄙人所敢問。然辱受咨問。敢不竭情。

340-295



(故三條宮)以仁王  
(幽厄)押込の御難儀を云ふ  
(時命)時機と天命  
(殞身鋒鏑)鋒と鏑に斃る。戦死のこ  
(遺令)遺されし御令旨たり  
(胤)以仁王の子  
(憤懣)いきどほり  
いかること  
(鹵掠)かすめ取る  
(數奇)運命不遇  
(水島)備中  
(擣虚)すきに乘じ  
(擇任國)國守に任ぜらるゝ國を撰ぶ  
(輩下)天子の御ひ  
ごもこと

故三條宮、憤平氏之專橫、欲拔陛下於幽厄。時命未會、殞身鋒鏑。天下悲之。臣之樹功於今日、亦奉遺令也。今議建立而不及其胤、人心云何。法皇以其嘗爲僧、不聽。卜二皇子、叔吉法皇納寵姬、言欲立季、再卜而立之。是爲後鳥羽帝。法皇頗厭義仲、欲召賴朝來京師。義仲爭爲不可、弗聽。義仲憤懣而北兵乏糧、四出鹵掠。法皇患之。時平氏在南海、屢侵山陽。行家請赴討、詔許之。義仲曰、行家雖勇數奇、不可使將。乃更命義仲。義仲發京師、以足利義清等爲先鋒。閏月、義清與平氏戰于水島、敗死。義仲欲進攻南海、途聞賴朝遣兵且入京師、則引還。有詔止之、不肯。先是法皇使者至鎌倉、賴朝延見、言曰、平氏棄京師自逃、而義仲行家擣虚入之、乃矜功要賞。敢擇任國、胡爲者也。臣當疾往伐之、而藤原秀衡等日窺臣背。

(騷擾)騒ぎ亂るゝ  
(問狀)狀態を尋ね  
(擧止詳雅)綿密にしてみやびやか  
(明晰)はつきりと  
して明瞭のこと  
(驅矮)脊低きこと  
(故主)前の持主  
(貢賦)租税  
(調)様子をさくり  
うかゞふ  
(詰)詰問  
(貳)ふた心のこと  
(雌雄)勝敗  
(讒人)悪口する者  
(問執)捕へる  
(慰解)なだめると  
(幸臣)御氣に入り  
のけらいのこと

臣未可以奉詔。且帥大兵入輩下、徒爲騷擾。使者歸報、公卿皆想望賴朝風采、爭問狀。使者言、賴朝軀矮而面大、然擧止詳雅、言語明晰、非義仲比也。賴朝又使使奏曰、平氏所侵諸邑、宜盡復其故主。臣等不宜利之。平氏降者、宜從赦宥。臣嚮被宥、故有今日。源平竝立、同衛王家。古制爲然。自朝廷視之、何有彼此哉。法皇益屬意於賴朝、屢使使召之。於是賴朝使弟範賴、義經、監關東貢賦。西上以調義仲。義仲欲拒之、與行家謀奉法皇於軍。行家素有寵於法皇、密奏之。法皇乃使僧靜憲詰義仲。義仲對曰、孰造此言者。臣徒慨官家之貳於賴朝也。故欲與決雌雄耳。願得賜討。賴朝宣、遂詣法皇宮。獻誓書。且請問執讒人。詔慰解之。十一月、屢詔趣義仲西征。曰、或謂汝之不西、欲謀不良也。義仲對以備東兵、而鹵掠益甚。法



(反形)謀反の形跡  
 (驛)にはかに  
 (剽豪戸)富豪の家  
 の物を取り上げる  
 (皇人)皇族  
 (抄掠)物をかすめ  
 取ること  
 (讒)告口して  
 (闕)法皇の御所  
 (詣)参内して  
 (牆)堀のこま  
 (踴躍)おどり立ち  
 (罵)悪口するこま  
 (咄嗟)直にさ云と  
 (走匿)逃げ隠れる  
 (縱火)火をかけて  
 (奉)押込め奉ると  
 (停)一時取上げ  
 (開諭)道理を言聞

皇遣其幸臣平知康詰之。知康善擊鼓。稱鼓判官。義仲曰。鼓判官反欲爲人所擊乎。知康怒還報曰。義仲反形已成。請討之。法皇聽之。驟徵叡山園城寺僧兵。以知康將之。義仲會將士。言曰。我有功無罪。何遽至此。我以五萬士馬留衛京師。而官無所給。不剽豪戸。何以生存。然未嘗敢抄掠皇人也。彼鼓乃讒我。我以至此。我將擊而破之。樋口兼光。今非兼平。切諫之。勸其詣闕降。義仲怒曰。吾自起兵。數十戰。未嘗知有所謂降者。即降。吾反爲鼓所擊。殺耳。遂令將士曰。吾今日決死。汝輩勉之。勿爲頼朝所笑。乃分軍爲七隊。圍法住寺。知康上牆。踴躍罵義仲。義仲咄嗟赴之。知康走匿。北兵縱火索之。不獲。遂奉法皇于攝政第。帝于閑院。停公卿以下。至知康宮。爵自爲院。廐別當。先是。義仲娶藤原基房女。於是基房徐開諭之。乃

かして諭す  
 (室山)播磨の地名  
 (畔)従はぬこま  
 (告變)義仲の亂暴  
 を知らす  
 (檄)出兵の命令書  
 を廻して出軍さす  
 (解説)申しわけ  
 (戒)用心して  
 (通)取次がすこま  
 (木曾)義仲を云ふ  
 (阻)くひ止むるも  
 (騎渡)馬で渡ると  
 (駿馬)名馬のこま  
 (池月)いけつき  
 (磨墨)するすみ  
 (銳勇)銳く勇武  
 (乘)乗料  
 (盍)何ぞ、さる

徙法皇于西洞院。自辭其官。爵元曆元年正月。義仲叙從四位下。任征夷大將軍。先是。行家與平氏戰。室山敗。遂據河内。畔義仲。義仲遣樋口兼光將兵擊之。而範頼義經已至伊勢。橋公友者。往告變焉。遂赴鎌倉。頼朝見公友曰。義仲有罪。宜詔臣誅之。知康何人也。焉得與義仲敵。乃檄八州將士。西討義仲。而知康來鎌倉。欲自解說。頼朝戒內外。勿爲通。知康至。無肯願者。無幾。何徵兵聚者六萬。乃盡委之於範頼。義經因令曰。木曾阻我兵。必於宇治河。皆具善馬。可以騎渡。頼朝有駿馬二。曰池月。曰磨墨。梶原景時有寵。其子景季年少。銳勇。於是請得池月。以先登。頼朝曰。乞焉者多。吾不與也。願範頼等戰不能克。吾且親往。此吾乘也。乃賜磨墨。諸將士皆發。明日。佐佐木高綱自近江來。謁頼朝。問曰。聞汝在近江。盍直從



(訣別)此世の別れ  
 (奉指揮)指圖受る  
 (罷)つかれて  
 (拜舞)じぎして喜  
 び、おごり舞ふと  
 (戒之)注意を與へ  
 (記之)覚えて居れ  
 (浮島原)駿河の地  
 (高丘)小高き地上  
 (誇示)自慢するも  
 (嘶)馬の鳴くこゝ  
 (慍)腹を立て、  
 (視彼)高綱を愛す  
 るこゝ  
 (寧)いッそ云と  
 (公)頼朝を指す  
 (二良)高綱と景季  
 (扣刀)刀を取直し  
 (久瀾)久しく會は

軍入京乎。高綱對曰。臣如從軍。不敢期生。欲一見君訣別。且奉指揮也。馳三日。乃達。臣唯一馬。罷不可用。故後期在此。賴朝喜。因謂之曰。汝能為我先登於宇治乎。曰。能。臣居河上。識其淺深也。於是遂出池月。賜之高綱。感喜。謝曰。君聞高綱未戰而死。則不能先登也。聞未死而戰。則先登者高綱也。拜舞而出。賴朝呼返。戒之曰。景季等乞焉。而不與。汝記之。對曰。諾。時大軍陣于浮島原。景季視群馬。無過磨墨者。牽而上高丘。誇示於衆。已而有嘶聲。島山重忠曰。池月聲也。何以至此。已而高綱僕牽池月至。過丘下。景季問曰。誰乘。僕對曰。佐佐木氏之乘。景季大慍曰。不圖公之視彼踰我。我寧與彼死。使公喪二良。即扣刀要路而待。高綱望見之。謂其騎曰。彼非梶原邪。公之囑我。殆為是也。漸近。景季呼曰。西郎久瀾。彼乘公

ぬ云ふこと  
 (不得命)許されぬ  
 下さらぬこと  
 (願慮)後日の心配  
 (廢人)馬屋もり  
 (責問)罪を責問ふ  
 (救解)申わけせよ  
 (色解)顔色和らぐ  
 (撤)取はづし  
 (盧舍)民家のこま  
 (起櫓)高矢倉建て  
 (功最)戦功第一  
 (豈遂)かまびなし  
 (搥)うつ  
 (泗者)およぐ者  
 (縁橋架)橋桁によ  
 りて  
 (釋)ぬぐこと  
 (截)きる

所賜乎。高綱晒曰。否。吾患無善馬。欲就公廐。借之。聞磨墨。已賜於子矣。池月不得命矣。子且然。況於高綱乎。然君事方急。不遑顧慮。遂誘廢人竊之矣。後有責問。子幸救解之。景季色解。笑曰。悔我不竊也。乃與俱。西範賴向勢多。義經向宇治。義仲聞之。議戰守。見兵千騎。乃遣今井兼平。山木義弘。拒勢多。根井行親。楯親忠。拒宇治。撤橋板。樹柵。張繩於水中。守之。二十日。義經以騎二萬五千。至東岸。戒居民避軍。而火其廬舍。以布陣焉。起櫓。自登。具筆硯。書將士功最。曰。將以報鎌倉也。將士皆奮欲戰。義經又發令。而軍器。厩不聞令。乃取平等院鼓。擲於櫓下。一軍屬耳。義經乃令二萬人中。必有善泗者。直前嘗之。我勇士。緣橋架。防敵。勿使敵射我。泗者。泗者。爭釋甲而沒。刀截其繩。平山季重。澁谷重助。熊谷直實等。上架而射。



(良久)やゝ久し  
 (亂)横ぎりわたり  
 (給)だまして  
 (馬條)馬の腹帶  
 (慢)ゆるむこと  
 (超乘)乗り越して  
 (踵)つゞきて  
 (辟易)あさぜりす  
 (搏戰)うち合ひし  
 (醍醐寺)京都の東  
 (股栗)恐れふるふ  
 (木幡)山城の地名  
 (帳前)幕の前のと  
 (旗幟)旗さしもの  
 (彌天)多きこと  
 (攢蹄)馬足を揃へ  
 (衝擊)突かけ撃ち  
 (亂射)矢をむやみに射ること

射戰良久。有二騎。鞭馬亂流而進。先者景季。後者高綱。高綱自後給。景季曰。子之馬條慢矣。景季駐馬約條。高綱則超乘而過。上岸自名。景季踵上。義經上功簿。高綱爲先登第一。景季爲第二。畠山重忠以手兵繼渡。行親射之。中其馬。重忠因而達岸。揮刀而進。北兵辟易。義經乃以全軍渡。擊大破之。行親搏戰而退。義仲馳使請法皇幸醍醐寺。弗聽。則率兵馳赴其宮。拔刀瞋目。立于階下。具興趣。幸宮中。股栗。會有來告。東軍已至。木幡矣。義仲馳出。過五條第。訣妻藤原氏。久而不出。有二士諫之。自殺帳前。義仲乃出。遇行親。親忠合其兵。兵僅三百騎。望見東軍。旗幟彌天。曰。吾死矣。諭將士散去。衆請生死相從。義仲乃進。冒東軍。重忠。景時等累進。皆潰。義仲驅進。與義經遇。義經以數百騎攢蹄衝擊。因亂射之。義仲大敗。被

(宮垣)御ついち塀  
 (一宮)御所内皆々  
 (旗號)旗印のこと  
 (踵)出て来て  
 (颯言)大音で言ふ  
 (跳下)さび下りて  
 (赤錦袍)赤地の錦の、ひたれ  
 (緋甲)緋色の鎧  
 (玄甲)黒糸おごし  
 (黃甲)鬱金おごし  
 (壯士)勇猛の武士  
 (挾)御連れ申して  
 (磧)河原のこと  
 (膂力)うで力のこと  
 (單騎)只一人のこと  
 (生得)生けざり  
 (甲袖)鎧の袖  
 (策馬)馬に鞭うつ

創以殘兵西走。義經使其兵追之。而與重忠等詣法皇宮。大江業忠上宮垣。望見之。曰。義仲復至矣。一宮驚怖。業忠又報曰。旗號自別。蓋東兵也。義經踵門下馬。颯言曰。臣源賴朝使者。義經也。破賊而至矣。願爲奏之。業忠驚喜。跳下。匍匐入奏之。法皇大喜。延六人。列立中門外。見之。使人指問其名。穿赤錦袍者。曰。源義經。被緋甲。帶大刀者。曰。畠山重忠。亞重忠者。二人。曰。澁谷重助。河越重賴。玄甲者。梶原景季。黃甲者。佐佐木高綱。法皇曰。皆壯士也。因勅護宮焉。義仲既敗。欲挾法皇。西奔。還至于宮。義經等擊卻之。義而走。至三條磧。東兵爭要擊之。義仲且戰且走。殘兵十三騎。重忠復追之。義仲妾曰。巴兼平妹也。有膂力。每從軍。是時單騎止鬪。重忠欲生得之。注目薄之。攫巴甲袖。巴策馬。馬躍。袖絕。重忠舍之。而返。義仲以



(搏)組うちして  
 (強)しひて逃がす  
 (泣涕)すゝり泣  
 (粟津)近江の地名  
 (主公)義仲を指す  
 (何状)如何の様子  
 (努力)今一勉強し  
 たまへよ  
 (佐公)頼朝を指す  
 (三分)日本を三分  
 (潰兵)バラ／＼に  
 なつて居る兵  
 (貫而過者)かけぬ  
 けて通るこゝ  
 (一邱樹)小高き所  
 にある一本の立木  
 (爲計)自殺せよ  
 (徑)近道して  
 (溥)泥の中のこと

七騎走會範頼既破勢多而入遠江人内田家吉在其先鋒  
 巴與之搏斬其首以視義仲義仲歎曰家吉美而勇乃授首  
 於女子不知吾亦終死何人手也因諭巴遁去曰臨死攜妾  
 人謂我何巴請共死義仲強之巴乃泣涕辭去義仲走至粟  
 津遇兼平兼平曰義弘戰死矣臣未審主公爲何狀是以脫  
 歸耳義仲曰吾宜死於京中欲一見汝故忍而至此身創力  
 竭可以自殺矣兼平曰主公努力方今平氏在西佐公在東  
 主公盍走保北國以圖三分臣請留防敵主公可以逃也乃  
 樹旗集潰兵潰兵稍聚得數百騎進衝敵陣貫而過者三乃  
 有二十餘騎範頼以數千騎圍之義仲奮戰盡亡其騎獨有  
 兼平兼平乃指一邱樹謂義仲曰君赴於彼徐自爲計臣請  
 拒於此義仲徑田赴邱馬陷于溥願視兼平箭中額死年三

(吾事終矣)しう生  
 きてする事しまひ  
 (自貫)刀を口より  
 首すちへ突抜かせ  
 (振旅)引上げると  
 (聞難)義仲の死に  
 たるを聞き  
 (姻)妻の縁つゞき  
 (帛書其髻)絹地ぎ  
 れに姓名を書き髻  
 りに下げ札し  
 (一口)いもあらひ  
 と讀む山城の地  
 (間行)しのび行き  
 (親故)親しき知人  
 (冥福)死後の福ひ  
 (室山)播磨の地名  
 (水島)備中の地名  
 (服從)従ふ

十一。兼平方奮鬪。敵餘八矢。射斃八騎。聞敵中傳呼。木曾公  
 死。曰。吾事終矣。脚刀墮馬。自貫而死。東軍振旅。而兼光方破  
 行家。追之。紀伊。聞難。還京師。其兵道亡。比及鳥羽。有三十騎。  
 東兵赴擊。兒玉黨與之有姻。諭降以歸。請宥死。朝議不聽。義  
 經傳義仲以下首京師。帛書其髻。曰。賊義仲縛兼光。從其後。  
 終斬之。義仲叔父義廣。初防一口兵。敗逃伊勢。後爲頼朝所  
 攻。殺義仲子義高。嚮質於鎌倉。頼朝妻以女。後欲殺之。義高  
 覺而遁。追捕被斬。妻悲慟。不食。頼朝歸罪於追者。斬之。欲改  
 嫁女於藤原高保。不肯而死。義仲妾巴。既別義仲。釋甲間行。  
 歸信濃。遇義仲親故。具語以故。相泣也。時年二十八。削髮爲  
 尼。居越後友松。祈義仲冥福。以終身云。義仲既死。平宗盛自  
 南海徙山陽。山陽將士自室山水島二役。服從平氏。平氏遂



(復)元の通りにし  
 (勝兵)勝れた士卒  
 (大艦)大なる戦船  
 (期犯)取らうとす  
 (忌辰)清盛の命日  
 (兼行)二日路を一  
 日に行くこと  
 (三草山)播磨の地  
 (稽留)足を留めて  
 進まぬこと  
 (沿道)行く道ぞひ  
 (明)家の焼け居る  
 其あかり  
 (不備)防ぐ準備せ  
 ずに居ること  
 (天明)夜あけ  
 (精騎)すぐつた騎  
 兵のこと

復福原築城據焉。負山臨海。生田爲東門。一谷爲西門。勝兵  
 十萬餘。繫大艦數千。平教經轉戰于備前安藝淡路。和泉。皆  
 捷。源賴賢子義嗣。賴仲子義久。居淡路。皆爲所殺。平氏威振  
 關西。期犯京師。賴朝聞之。趣二弟赴伐。以二月三日攻一谷。  
 範賴以五萬騎向東門。梶原景時監軍焉。義經以萬騎向西  
 門。土肥實平監軍焉。以明日爲清盛忌辰。延至七日。先期三  
 日早發。義經取丹波路兼行。比暮至三草山。聞平資盛等七  
 千騎陣山西也。召實平議曰。夜襲之乎。抑待旦也。實平未對。  
 田代信綱進曰。敵謂我恃衆稽留也。則急襲之必勝。義經曰。  
 是得我心。即發。命僕辨慶。火沿道民家取明而過。夜半至山  
 西。急襲資盛。資盛果不備。大敗走。天明。令信綱實平以七千  
 騎赴西門。而自將精騎三千向鵜越。鵜越者城後間道也。日

(鶴越)ひよどり越  
 (駐)進軍を止める  
 (麾下)はたしこ  
 (冒險)險阻搦はず  
 (混進)入交り進む  
 (此公)義經を云ふ  
 (天未曙)まだ夜が  
 明けぬこと  
 (旗卒)旗持の兵卒  
 (輕卒)身輕の兵卒  
 (所在)居る所  
 (被髮)髪ふり亂し  
 大童になり居ると  
 (標)目印のこと  
 (挈之)景季を連れ  
 (得一人家)一軒の  
 家を見付ける  
 (翁嫗對坐)ちいば  
 へ向ひ合ひ坐する

暮駐軍。熊谷直實。平山季重。在麾下。直實謂其子直家曰。冒  
 險混進。就後就先。欲立功者。不若向西門。直家曰。然。此公常  
 先士卒。不可隨也。未知平山子何如。使僕闕之。季重甲冑按  
 刀。獨語曰。誰能先我。僕歸報。直實曰。彼所見亦同我也。乃馳  
 赴一谷。天未曙。薄門自名。季重踵至。敵闕門。二人突入。奮鬪。  
 城兵辟易。季重出亡。其旗卒乃復入。斬其敵而出。實平信綱  
 皆至。令士卒繼攻。門堅不破。範賴亦令諸軍薄東門。武藏人  
 河原高直與其弟。踰柵先登。中箭死。梶原景時使輕卒拔柵。  
 以五百騎入闕。既退。顧失景季所在。復入索之。景季在敵中。  
 被髮而鬪。箴插梅花。以自標。景時識見。挈之而出。當是時。平  
 氏專防東西二門。而不圖義經。義經之向鵜越也。路險。夜黑。  
 令辨慶索鄉導。辨慶認火光。得一人家。見翁嫗對坐。告以故。



(諸知)そら覺して  
 知り居る  
 (膽氣可用)膽玉強  
 うて役に立つ  
 (長身高顔)脊高く  
 頰骨高きこと  
 (齒)年齢のこと  
 (冠)元服させて  
 (命)名づけて  
 (給鎧仗)鎧を與へ  
 (類視)見下ろすに  
 (懸崖)きつ立つ崖  
 (冑鞍相觸)眞ッ逆  
 さまに下る有様  
 (駭擾)驚き亂ると  
 (相擊刺)同士打す  
 (攀舟)舟に取付き  
 (斷臂)切ツた臂  
 (屋島)讚岐の地

翁曰。小人以獵爲業。諸知山路。而今老矣。有一兒。膽氣可用。呼起。從辨慶。謁義經。義經執火視之。長身高顔。持獵弓矢。問其齒。曰。十七。義經爲冠之。命姓名曰。鷲尾經春。給鎧仗。以爲鄉導。問鶴越如何。經春曰。太險。人馬不可行。唯鹿能踰之。義經曰。鹿四足。馬四足。等耳。先衆馳之。至鶴越。則天明。類視城中。二門戰方酣。義經欲急應之。而懸崖數百仞。如經春所言。衆相目莫敢進者。乃試驅鞍馬二下之。一傷一達。義經曰。可下矣。乃屈其所騎馬後足。一鞭而下。三千騎皆倣之。冑鞍相觸。直達城後。大呼而入。平氏軍駭擾。自相擊刺。教經等敗走。義經縱火乘之。烟焰漲城。範賴實平破東西門而入。三面合擊。斬平通盛等十人。擒平重衡。宗盛奉乘輿航海而逃。衆攀舟爭乘。斷臂滿舟。遂奔讚岐。倚田口成能之衆。保于屋島。九

(以首虜)捕虜を連  
 れて  
 (徇而梟之)市中を  
 引廻して首晒すと  
 (抗疏)推て上書す  
 (所註誤)欺かれ誤  
 られ云ふこと  
 (宣詔於獄門)梟首  
 しられて恥を晒し  
 たこと  
 (威勳)皇室の外戚  
 なり功臣なり  
 (雪)すゝがんと  
 (相國之德)清盛が  
 死を宥したる恩  
 (内大臣氏)宗盛  
 (二姬)二人の美女  
 (鎮撫)鎮め懐ける  
 (置酒勞之)酒宴を

日。義經。範賴。以首虜還京師。請徇而梟之。不許。義經抗疏曰。臣父義朝。盡忠於保元。而爲人所註誤。卒宣詔於獄門。平氏昨爲威勳。今爲國賊。臣等竭力攻討。進不顧死者。不獨重王命。乃欲雪父恥也。臣兄賴朝。深存此志。今而不見許焉。臣等復何所望。朝議終許之。三月。賴朝以平義仲功。叙正四位下。遣梶原景時。檻致重衡於鎌倉。面見。使景時將命曰。吾非忘相國之德。若王命何。然不圖公之卒臨此也。則至若內大臣氏。亦當不日相見。重衡請速死。賴朝屬之於狩野氏。侍以二姬。餽酒食焉。以平族未夷。不輒殺也。此月。令土肥實平鎮撫山陽道。六月。奏請任範賴參河守。叙從五位下。範賴來謝。鎌倉置酒勞之。八月。復遣西征。是月。法皇以義經任左衛門尉。補檢非違使。時伊賀人作亂。應平氏州守護平賀惟義討平



開き馳走し慰める  
(竄匿) 潛み隠れる  
(兒島) 備前の地名  
(藤戸) 同上  
(潜間) 内々で問ふ  
(津) 渡し場のこと  
(竹條) 竹の枝のこと  
(瀧) 波のこと  
(決訟獄) 公事訴訟  
を裁決する  
(分疏) 不便なるわ  
けを申し立てると  
(闕乏) 缺けて足ら  
ぬこと  
(簡擇) 人物を擇み  
(撫輯流民) 難澁の  
人民を呼び集め安  
心させ  
(控弦之士) 弓ひく

之。餘黨竄匿京師。義經捕斬之。九月。賴朝以範賴統西海軍。事。義經統南海軍事。令範賴先發。以三萬騎下山陽道。聞平。行盛軍兒島。赴攻陣于藤戸。阻海水望敵。敵招之挑戰。我兵。不能渡。佐佐木盛綱潛問土人以津夜。與俱濟。植竹條為標。而還。旦日。敵復挑戰。盛綱躍馬破濤而進。衆從之。擊走行盛。進入周防。是月。義經叙從五位下。聽院昇殿。十月。賴朝置公。文所以大江廣元為別當焉。以出政令。置問注所。以三善康。信為執事焉。以決訟獄。令將士曰。凡武門之事。悉奉法皇旨。有不便者。徐分疏之。遂奏曰。方今天下。半定。貢賦闕乏。請簡。擇國守。撫輯流民。京畿控弦之士。悉從義經。西討平氏。其有。功者。宜附臣論賞焉。僧徒帶兵者。宜附臣禁止收取焉。又檄。關西諸族。援攻平氏。文治元年正月。範賴至赤間關。無舟可。

武士のこと  
(赤間關) 長州下關  
(糧乏) 兵糧不足す  
(綏撫) 安心させ  
(危疑) 疑ひ危む心  
(恒怯) 命惜む弱者  
(諧) 相談かけて  
(家兄) 賴朝を指す  
(宰府) 筑前太宰府  
(咽吭) のどくび  
(居守) 守備のこと  
(糧船) 兵糧船のこと  
(葦屋浦) 筑前の地  
(曠日彌久) 長くむ  
だに日を費やせば  
(戎服) 甲冑を着て  
(奔竄) 逃げ隠れて  
(官稅) 官納の租稅  
(追討) 平氏を討つ

濟軍疲糧乏。將士皆思東歸。範賴以書請濟軍食。賴朝答書。因戒範賴曰。在軍務。綏撫衆心。慎勿左右耳語。致其危疑。乃。至進戰。慎勿犯先帝太后。願使二位尼奉帝而至也。宗盛恒。怯。必生得之。範賴諭曰。杵氏給戰艦。木上氏餽糧食。遂進濟。海。諸千葉常胤曰。吾聞之家兄。周防通京畿。控宰府。為西國。咽吭。吾今欲令智勇而有衆者。居守焉。誰可者。對曰。三浦義。澄。其人也。乃命義澄固辭。不許。範賴以諸軍濟海。踰月。賴朝。所給糧船至。軍益振。與原田種直戰于葦屋浦。大破之。得其。子賀摩。先是。義經數請征南海。法皇以京師多賊黨。不許。許。先遣其將校。義經奏。曠日彌久。範賴糧盡。東歸。而鎮西兵士。寢屬平氏。則勢難拔也。乃許之。義經乃戎服抵法皇宮。白曰。自平氏奔竄。關西奪官稅。亂官民。三年于此。臣既奉追討之。



こゝを云ふ  
 (鬼界)島の名  
 (高麗)朝鮮  
 (王城)京都を云ふ  
 (渡部)攝津の地名  
 (逆櫓)逆おしの櫓  
 (軸)こもへさき  
 (通患)通じての患  
 (野猪)あしのし  
 (介)鎧さるること  
 (勳)殺し盡すこと  
 (目笑)目を見合ひて笑ふこと  
 (慚)恥ぢ怒る  
 (壊破)砕けること  
 (託言)落宴)修繕の落成祝宴に託け  
 (糧食)兵糧のこと  
 (舟人)船こぐ者

命。鬼界高麗。究其所至。塵之而後已。否者不復入王城矣。二月。發京師。艤于渡部。東兵不習水戰。人人自危。梶原景時曰。請爲逆櫓。義經曰。何謂逆櫓。曰。軸。皆設櫓。進以軸。退以櫓。義經曰。求進而退。兵之通患。乃欲求退乎。曰。宜進而進。宜退而退。良將也。有進而無退。野猪而介者耳。義經變色曰。猪乎。鹿乎。吾不自知。吾唯知進而勦敵爲快而已。公若爲大將。逆櫓千。聽公所爲。若義經。則不欲也。衆目笑。景時慚。義經遂令將士曰。進而死者從我。退而生者自此去。畠山重忠。熊谷直實。金子家忠。佐佐木高綱等。願從者數百人。將發。逆風俄起。舟艦壞破。乃留修艦。艦成。義經託言落宴。以具糧食。即夜令解纜。時風反而益暴。舟人不肯。義經曰。風順。盍發。伊勢義盛張弓注矢曰。不用命者射殺。舟人相謂曰。行死。止。

(炬)たいまつ  
 (駛)走ること  
 (黎明)夜の引あけ  
 (尼子浦)阿波の地  
 (瑟縮)縮みすくむ  
 (游之)およがし  
 (結束)身を結び付  
 (勝浦城)阿波の地  
 (中山)讃岐の界  
 (齋)持ち居ること  
 (内府)宗盛を云ふ  
 (淀川)山城攝津の川名  
 (艤)船用意のこと  
 (九郎)義經のこと  
 (君)宗盛のこと  
 (修城)城を修覆し  
 (書辭)手紙の文  
 (公等)あなたがた

死。死一耳。乃發。從者五艦。百五十騎。獨置炬於義經舟。乘暗而南。舟駛如射。黎明。達尼子浦。望岸上有赤幟。可三百騎。義經令曰。我馬足瑟縮。不可直用。驅而游之。結束騎焉。勿虛發。以費箭。衆從之。上岸大戰。擒敵將田口良連。其捕虜言。櫻間良遠。以五十兵守勝浦城。義經馳抵城。疾攻拔之。進至中山。見一卒齋書。京人也。義經問曰。子何之。曰。之屋島。義經曰。吾阿波人。應內府徵者。如聞源氏艤淀河。子必途觀之。其兵幾何。卒曰。可六萬。曰。子所齋誰書。曰。六條夫人書。夫人內府妹也。曰。書中何言。曰。吾焉得知之。獨口授我曰。九郎既發京矣。彼真可畏者。以木曾如鬼神。彼一舉取之。君急修城集兵。以爲之備。書辭亦如是耳。若公等亦宜亟赴之。曰。諾。且子屢赴屋島乎。曰。然。曰。聞其城甚固。然否。曰。否。潮來則須舟。潮去可。



(可騎渡)馬で渡れる云ふこと  
 (縛)くくり付け  
 (疾馳)早く走り  
 (擧族)一門残らず  
 (婢子)下女の生みたる子  
 (鐵賈)かれ商人  
 (嘲罵)馬鹿にして悪口を言ひ  
 (寡單)小勢のこと  
 (生兵)新手の兵  
 (晡)日暮れ時  
 (美姬)美なる官女  
 (植)立てること  
 (麾而)さし招きて  
 (命中)あてること  
 (扇轂)扇のかなめ  
 (斷)射切ること

騎渡。義經乃叱曰。吾九郎也。奪其書。縛卒于樹。以五十騎疾馳。明日。至屋島。縱火於高松里。平氏大驚。以為大兵至也。擧族乘舟。而義經已至城下矣。騎能屬者。七人而已。城兵在平有國。呼曰。大將誰。伊勢義盛對曰。九郎判官曰。是義朝婢子。從鐵賈。如陸奥者乎。義盛怒。城兵嘲罵不已。金子家忠令弟近範。注箭射殺罵者。義經恐敵知其寡單也。乃縱火燒城。平氏兵皆航。更來迫岸。七騎拒射。我兵後者。稍稍來屬。又有州人藤原範忠者。以生兵數騎來。曰。臣曾祖範明。嘗從八幡公戰。陸奥者。義經喜以為先鋒。戰而交退。日既晡。敵以一舟載美姬。插扇于竿。植之舳。去陸五十步。麾而請射。義經曰。誰命中之者。衆薦下野人那須宗高。義經召而命之。宗高騎而獨出。兩軍注視。宗高一發。斷扇轂。扇翻而墮。兩軍大呼。平氏兵

(遣)取り落す  
 (鐵搭)熊手のこと  
 (扞)ふせぎ  
 (不)左様で無い  
 (否)左様で無くば  
 (憾失)取逃せしを残念に思ひ  
 (豎)小姓のこと  
 (問所欲言)遺言を問ふこと  
 (委)差上げて居る  
 (旬日)十日間のこと  
 (醜)禮返しすること  
 (肯謝)うなづき禮いふこと  
 (嗣)手向けること  
 (所贖)錢別に送る  
 (感泣)感心し泣き  
 (故趾)城あこ

怒而來戰。義經親擊卻之。追而入海。遺其所執弓于波上。俯欲取之。敵兵爭以鐵搭鈎其冑。義經以刀扞之。鞭扱其弓。從兵呼曰。舍之。義經不聽。終取之。還從兵曰。君何輕身而重弓。曰。不也。使吾弓如叔父鎮西八郎之弓。則可。否者是貽敵笑也。宗盛憾失義經。令教經率精兵迫岸射。義經佐藤嗣信以身蔽義經。輒仆。教經豎菊王下舟。欲斬其首。嗣信弟忠信射殺菊王。扶兄還營。義經親視嗣信。枕之膝。問所欲言。嗣信曰。臣自出陸奥。已委身於君。代君而死。死且不朽。獨不親君。慶敵為憾耳。義經泣曰。我慶敵在旬日。而不及醜汝勞。嗣信肯謝而絕。是日。鎌田光政亦被箭死。義經請僧葬。光政嗣信于高松。贈以名馬。蓋藤原秀衡所贖。宇治一谷二役所騎也。一軍感泣。皆思為義經死。是夜。西軍陣屋島。故趾。東軍陣高松。



(倦臥)疲れて臥る  
 (徇警)見廻り用心して  
 (徹夜)夜明しする  
 (侵晨)夜明けの内  
 (徇)従がへまはる  
 (送款)降参の證を送るこゝ  
 (循陸)海岸の陸路に沿ふて  
 (鎮西)九州のこゝ  
 (泊)船がかりする  
 (殊死)決死のこゝ  
 (軼)過て通り越す  
 (汰)通して抜け出るこゝ  
 (還射)射返へさす  
 (按)改めて  
 (十四季)十四握り

東軍皆倦臥。獨伊勢義盛虞敵來襲。徇警徹明。明日義經侵晨復赴屋島。西兵善戰。擊破之。平氏走保志度浦。義經追擊復破之。因降將言。聞平氏將田口成能遣其子成直。以兵三千徇伊豫。命伊勢義盛往說降之。義經并其兵。令成直作書。招成能。成能終送款焉。平氏舟逃志度。而西義經循陸追之。東軍阻風。後發者悉來屬。軍益振。時三月廿三日也。宗盛欲赴鎮西。範賴以三萬騎軍豐後。平氏不能入。還泊壇浦。兵艦凡五百艘。熊野湛増。河野通信皆來附義經。明日義經以兵艦七百艘。大戰海上。西兵殊死戰。我兵少卻。義經勵衆進。和田義盛挺進而射。箭軼二百步。及平知盛舟。知盛使新居親清答射。箭汰義盛。胄傷其後騎。我軍羞之。義經命安田義遠還射。義遠按其箭曰。幹短且弱。請以我箭。乃注十四季箭。洞

(洞)射貫くこゝ  
 (慚憤)恥ちてムツさして  
 (萃)集まり  
 (入別舟)世に入艘飛さ云ふ  
 (養和帝)安徳天皇  
 (平太后)建禮門院  
 (搭)熊手で引かけ  
 (使徇)言ひ觸させ  
 (赴海者)はまる者  
 (貴人)帝始め尊貴の人々  
 (生擒)生捕り  
 (俘獲)捕虜のこゝ  
 (旋)歸るこゝ  
 (衛府官)六衛府官  
 (七匝)七度巡らせ  
 はちかゝすこゝ

親清胸而過海三十步。義遠義定弟也。義盛漸憤。迫敵亂射。殺傷甚多。義經以成能言。知宗盛等所在。麾軍萃之。令成能爲內應。西軍大敗。教經怒。入我船。薄義經。義經躍入別舟。教經不能及。乃赴海死。知盛以下六人前後皆死。二位尼懷養和帝投海。平太后繼投。我兵搭得之。義經使徇曰。赴海者貴人也。我兵勿得辱。於是奉太后以下于其船。遂生擒宗盛。慶平氏軍。海水爲之赤。四月東軍振旅。以俘獲旋徇之。京師還納鏡璽。範賴留鎮西海。六閱月。乃還。賴朝遣使二名。西禁兵士侵掠。事無大小。一奉朝旨行。將士不因其奏而拜。衛府官者。不許東歸。詔叙賴朝從二位。五月。檻致宗盛父子於鎌倉。義經護送。行至內海。使父子徒行。七匝義朝墳。六月。至鎌倉。於是賴朝大會諸將士。自坐廉內。而延宗盛於前舍。使比企



(復私仇)自分一家の仇討と云ふこと  
 (優伏)恐れ俯むき  
 (諷)けごらして  
 (不解)ささらぬ  
 (貶)官をおさして  
 (藤原)近江の地名  
 (右獄)京都の西の監獄前のこと  
 (諸守)諸國守護  
 (補)役づける  
 (烙盟器)金盃を火にて熱くすること  
 (使侍執)そばで持たすこと  
 (釋)ほり放すこと  
 (終盟)頼朝が手を洗ひ終るまで  
 (神色自若)顔色變

能員言之日。頼朝非敢復私仇。乃成王命。爾今日之臨。何幸甚也。宗盛懾伏。請宥死。不許。諷使自殺。不解。乃復令護送西還。更宗盛名末國。貶為讚岐權守。斬之于篠原。傳首京師。梟于右獄。斬平重衡于南都。處大納言平時忠於流。八月。詔使使就義朝墓。贈內大臣正二位。是月。朝頼奏請以同姓五人補東國諸守。特詔任義經伊豫守。兼院厩別當。宿衛京師。初。頼朝擇西征大將。欲試諸弟之材。陰以火烙盟器而使諸弟更侍執焉。執輒驚釋。獨義經終盟不釋。神色自若。頼朝是以知其堪事。而心陰畏之。梶原景時有寵。監義經軍。義經不與諸事。景時怒。屬範頼。畠山重忠。初隸範頼。憎景時。負寵凌人。去屬義經。景時益怒。寢譖之於頼朝。頼朝性忌克。平廣常。源忠頼。皆以驕傲見誅。殺。聞義經亦負功。自專也。稍惡之。景時

らぬこと  
 (譖)讒言すること  
 (忌克)人の能を忌みきらふこと  
 (驕傲)高ぶること  
 (相啣)恨み合ふこと  
 (諄罵)惡口言ふこと  
 (鎌倉公)頼朝のこと  
 (百方)いろ／＼こと  
 (贊謀畫)西奔の仕方助けける  
 (簿書)帳面のこと  
 (一篋)一箱のこと  
 (奪還)取返して  
 (舉)まうけること  
 (外舅)妻の父のこと  
 (猜防)邪推して用心すること  
 (腰越)相摸の驛名

又爭逆。檣議相啣益甚。壇浦之役。請為先鋒。義經不聽。而自先。景時諄罵不已。義經怒。欲誅殺之。景時撫刀曰。我知有鎌倉公而已。諸將居間。事乃解。景時歸鎌倉。百方讒之。平時忠為平氏疏屬。其從西奔。竊贊謀畫。及其就擒。有簿書一篋。為義經所收。時忠與其子謀奪還之。以除禍本。乃以女妻義經。義經乃還其篋。頼朝聞而惡之。頼朝方舉一男。而親信其外舅北條時政。諸骨肉皆被猜防。義經東獻俘鎌倉。至腰越驛。頼朝弗許。入使時政。出受俘。義經乃寄書於大江廣元。自訴曰。義經代征討之勞。上夷國賊。下雪家恥。心竊期褒賞。不圖忽蒙讒言。曠日於此。莫以自明。徒涕泣爾。將永遠恩顏。骨肉誼絕。自非先人之再生。誰為分疏焉。義經幼孤。從母逃匿。流寓諸國。為氓隸所役。未嘗一日安居焉。然而幸慶忽會。至忝



(根謀) 下々の者  
 (軀命) 身命のこま  
 (冤魂) 義朝等の無  
 實を怨む魂魄  
 (宿憤) ふるき立腹  
 (要之百神) 神かけ  
 て偽りは申さぬ  
 (威) 御立腹のこま  
 (公) 大江廣元のこま  
 (不報) 返事せぬこま  
 (快快) 氣持わるく  
 (怨望) 怨むこま  
 (病羸) 病み疲れ  
 たるやうす  
 (華修) はでなるこま  
 (御翔) はぶりよく  
 立ちまはる  
 (自孫) 謙遜するこま  
 (横恣) 我儘のこま

重任。或策馬峻坂。或凌風大海。不敢顧軀命。欲以慰冤魂。伸宿憤。豈有他哉。既辱五位尉。榮顯何加。而忽遭此厄。憂深悲切。敢上誓書。要之百神。而威猶不霽也。不得不仰公之救護。伏願乘間進說。庶幾亮其無他。卒被恩宥。得享終身之安。不報。義經快快。而西。賴朝聞其怨望也。怒奪其邑。時行家匿京師。義經濟相往來。賴朝遣梶原景季。命義經討行家。且謂之。義經稱病。間日。乃見景季。景季反言其病羸狀。景時曰。兩日間廢寢食。以裝病焉。爾。賴朝乃召諸將。言曰。誰為我擊九郎者。九郎亦不負我。知耳。而先我昇殿。不告我為五位尉。車服華修。翔翔院中。饒有君寵。何不自孫壇浦之役。與太后同舟。又娶平虜女。横恣如此。不得不誅鋤。誰為我擊九郎者。衆莫敢答。賴朝不懌。乃命景時。景時辭曰。判官素惡於臣。臣往。判

(勇桀) 勇氣強き者  
 (見親近) 親しみ近づけらる  
 (尤) 怪しむこま  
 (二位) 賴朝のこま  
 (舞姬) 白拍子にて藝妓の如きもの  
 (闕) 様子を見て  
 (四顧) 四方を見廻すこま  
 (異志) 悪き心のこま  
 (大達) 大道のこま  
 (踞蹠) あはてゝ軀けまはるこま  
 (虞) 用心するこま  
 (駢死) 并びて死ぬ  
 (擐甲) 鎧を着て  
 (三鼓) 夜の九時  
 (亂射) 亂れ射ると

官必備之。不若遣其意外者。襲之。乃命昌俊。昌俊者南都僧也。因事在鎌倉。以勇桀見親近。於是授計而西。至京師。去義經堀川第四町。而舍。義經尤其不亟來。謁召而詰之。對曰。臣此行。詣七大寺。欲畢事。然後謁耳。義經笑曰。否。否。得非以二位旨圖我乎。吾今欲囚汝。願恐人謂吾為怯也。且汝兄氏使者。吾不可先發。昌俊獻誓書歸舍。義經所幸舞姬曰。靜。閔。昌俊謂義經曰。彼將去。四顧第中。而注目於廡。恐有異志。義經不為意。及昏。又告曰。大遠塵起。人行踞蹠。不可不虞也。使二童往。謁昌俊舍。久之不還。又使婢。婢走還曰。童駢死于門。門內鞍馬可五十四匹。士擐甲將騎焉。夜既三鼓。第外大譟。直于第者僅七人。靜急取甲。被義經。義經令開門。騎而突出。呼曰。在今日。誰敢圖義經者。昌俊與兒玉黨六十餘騎。散而亂射。



(蜻集)集まり立つ  
 (有故)古なじみ有  
 (敵)なぐるこま  
 (使活還)生けて還らすこま  
 (權)死も角もこま云ふこま  
 (不肯)承知せず  
 (間)伺ふこまにて  
 清經はまはし者也  
 (長勝壽院)鎌倉の寺院のこま  
 (落)落成するこま  
 (東裝)支度して  
 (二兎)義經と行家  
 (親)頼朝自身  
 (檄)出兵の命令を傳へて

義經從士聞變四至行家亦來救昌俊終敗走義經徑詣法  
 皇宮箭蜩集於冑而在簾者三奏變而還昌俊逃鞍馬山山  
 僧與義經有故索獲獻之義經誚其背誓對曰誓者昌俊襲  
 者二位義經怒毆其面曰我面即二位面毆我面是毆二位  
 面也義經壯之欲使活還昌俊請速死乃斬之義經行家遂  
 迫請討頼朝宣旨公卿皆憚義經欲權許之獨藤原兼實不  
 肯曰頼朝罪未至當討且命弟討兄如之何法皇遂許之義  
 經僕安達清經常為頼朝間義經於是走報之鎌倉頼朝方  
 落長勝壽院聞報曰可也畢禮而歸曰彼殺我使可以伐也  
 乃戒諸將束裝曰旦日將發小山朝政以下五十餘人請即  
 夜發乃以為先鋒命之曰及我未至誅彼二兎後五日親發  
 鎌倉檄諸道會軍於途義經聞之詣法皇請勅關西兵援己

(奔竄四海)西國へ逃げ隠れる  
 (鈴鹿山)伊勢の山  
 (冤)むじつの罪  
 (宣)命令を下され  
 (竄匿)隠れて居る  
 (騷然)さわがし  
 (建策)意見を述べ  
 て云ふこま  
 (帥府)鎌倉幕府のこま  
 (倚安)もたれ安心するこま  
 (奸豪)悪者と云ふ  
 事にて義經行家等  
 (誅求)軍費を取立  
 られ人夫に使はる  
 (追捕)捕へるこま  
 (每段)田地一反毎

法皇許之補義經九國地頭行家四國地頭十一月三日義  
 經與行家及女婿源有綱等俱奔竄西海不知所往伊勢義  
 盛與義經訣歸伊勢襲守護首藤經俊敗匿鈴鹿山經俊攻  
 殺之頼朝至黃瀬河聞義經既奔乃還鎌倉以朝廷宣討己  
 訴冤不已法皇乃急宣諸州索義經未獲也平氏餘黨又竄  
 匿所在天下騷然頼朝患之大江廣元建策曰方今大亂初  
 平關東倚安帥府而奸豪伏匿於諸道隨起隨討輒發東兵  
 則勞費不量民苦誅求為今計者莫若國司置守護莊園置  
 地頭所在追捕則天下可坐而定也頼朝大悅遣北條時政  
 護衛京師因奏請之且請課畿内及西南四道每段五升以  
 充兵食朝議從之頼朝薦家人有功勞者分為守護地頭而  
 身統之世因稱頼朝曰六十六國總追捕使頼朝素聞兼實



(孤身)孤兒の身  
 (挾命特柄)勅命を  
 柄にして權柄をた  
 よりにして  
 (規非分)身柄に無  
 い大望を企つ  
 (非以營私)自分の  
 爲めに致すで無く  
 (按治)調べたす  
 (鄧野)田舎のこと  
 (朝章)朝廷の掟  
 (面従)目の前従ふ  
 こと云ふこと  
 (竄)隠れ居ること  
 (比年)毎年のこと  
 (國道租)租税の滯  
 納を免じ  
 (賑)施與すること

賢且德其爭院宣也。貽之書曰。賴朝當平賊之熾。孤身舉義。得至奏功。而不敢自專。今亂人乃挾命特柄。敢規非分。賴朝特恐禍亂之端。復自是起。近日所奏請。非以營私。乃爲天下定亂焉耳。因奏請置議。奏官十人。撰公卿充焉。按治公卿以下。豫東討宣者。二年春。兼實遂爲攝政。四月。賴朝又貽書議。奏官曰。僕生武門。長鄙野。不諳知朝章。偶有所奏。願諸公簡之。專執公平。以安天下。至如宣旨。或有不便民。亦當盡言焉。面従非忠也。時北條時定代時政。護京師。獲行家于和泉。有綱于大和。斬之。十二月。以天野遠景爲筑紫奉行。聞行家義經黨與竄鬼界島。擊平之。先是賴朝奏。以比年軍興。民不任農。獨其管内九國。逋租。遂薄其正稅。而諸國準之。是歲。又發倉賑。相摸窮民。三年春。遣中原親能。大江廣元等。修閑院殿。

(輩下)京都の市内  
 (按)檢査せざる  
 (修大内)皇居を修  
 覆する  
 (削籍)源氏一族の  
 名籍を削ること  
 (大物浦)攝津の地  
 (颯)つなみかぜ  
 (吉野)大和の地  
 (多武峯)同上  
 (十津川)同上  
 (發覺)あらはれる  
 (道士裝)山伏姿  
 (姫)妾のこと  
 (資)衣類其他物品  
 (獲)捕へられ  
 (所在)居る所  
 (姪)姪娘して居る  
 こと

時輩下多強盜。遣千葉常胤。下河邊行平。按之。寓書於藤原經房。稱鎮壓亂賊。莫若二人。二人至京師。盜賊悉平。四年六月。造六條殿。五年正月。叙正二位。三月。修大内。七月。奏請討陸奥藤原氏。以其舍義顯也。義顯即義經。削籍改名。義經之出京師也。上舟于大物浦。遇颯。與行家相失。匿吉野五日。山僧群聚捕之。佐藤忠信曰。臣兄既授命於屋島。臣今亦將代君死。乃伴稱義經亂射。義經得間逃。至多武峯。又徙十津川。復還匿京師。忠信亦來匿。而發覺。與吏卒鬪。終自殺。義經乃與妻河越氏。及辨慶等。爲道士裝。由北陸道奔陸奥。初。義經。姪靜從。匿吉野。義經諭之訣別。使僕齎資送歸京師。僕奪其資。棄靜。靜獨行風雪中。爲山僧獲。致於北條時政。送之鎌倉。詰義經所在。靜固陳不知。以其有姪。留之。夫人政子聞其善。



(善歌舞) 歌ふと舞ふこと上手のこと  
 (引病) 病氣と言ひ  
 (銅拍子) 樂器の一  
 (離別曲) 生別れ歌  
 (賤婢) 賤しき女  
 (頌) 譽める  
 (亂人) 義經を云ふ  
 (纏頭) 藝人に與ふる、はな  
 (舍) 宿として居る所の家  
 (挑) くどく  
 (豫州) 伊豫守義經  
 (亡狀) 無禮と云ふ  
 (全友道) 兄弟仲よくすること  
 (我) 殺すこと  
 (庇) かくまふ

歌舞欲一見引病不往。賴朝夫妻詣鶴岡祠。召靜命舞。垂簾觀焉。靜固辭。強之再三。乃起。上場。工藤祐經。過鼓。畠山重忠。擊銅拍子。靜整衣而進。唱離別曲。又作歌。言慕義經意。衆皆垂泣。賴朝色變。曰。賤婢不肯頌我。而敢慕亂人。欲誅之。政子諫止。賜纏頭。罷之。祐經與梶原景茂等。俱就靜舍飲。景茂。景時。季子也。醉挑靜。靜怒而泣。曰。吾嘗侍豫州。豫州非鎌倉公親弟哉。汝乃公家人。何遇吾亡狀。使公而全友道。汝欲識我面得乎。景茂大慚。已而分身生男。安達清經。受命。奪而戕之。靜見放還。政子厚賜遺之。初。賴朝聞藤原秀衡舍義經。奏劾其納亂人。院宣讓秀衡。秀衡陳謝。尋病卒。遺言。子泰衡等。舉二國。聽於義經。以抗賴朝。有院宣。使泰衡圖義經。泰衡疑惑。是歲二月。賴朝奏曰。泰衡庇反者。罪與反同。臣請奉王命伐

(衣川) 陸中の地  
 (手刃) 手づから殺すこと  
 (浮屠) 寺の塔のこと  
 (漆函) 漆塗の箱  
 (醇酒) 生酒のこと  
 (不推究) 調べきらぬこと  
 (阻化) 王化を隔て  
 (勅允) 天皇の御ゆるしと云ふこと  
 (徒費) むだに日を費すと云ふこと  
 (中軍) 本軍のこと  
 (進軍) 位置中位にある故中軍と云ふ  
 (先鋒) さききて  
 (次) 軍の三日以上宿ること

之。因大徵兵。四月晦。泰衡遣兵襲衣川。辨慶。經春等奮戰死。義經手刃妻子而自殺。五月。泰衡乃使齋義經首來獻。鎌倉。賴朝方落鶴岡浮屠。使使止之於途。六月。首至。盛以漆函。醇酒浸之。令和田義盛。梶原景時。檢之。或曰。義經不死。匿在蝦夷。賴朝不復推究。遂奏泰衡負險阻化。不速奉勅。不可不伐。朝議未許。而徵兵稍聚。賴朝諮之大庭景能。景能曰。大將臨事。不顧君命。且泰衡先世爲君家人。君討其罪。何須勅允。聚兵徒費。母爲也。賴朝從之。使景能及三善康信等留守鎌倉。分爲三軍。常陸下總兵。自東海道進。千葉常胤。八田知家。將之。武藏上野兵。自北陸道進。比企能員。宇佐美實政。將之。賴朝自將中軍。以畠山重忠爲先鋒。自東山道直入陸奥。次于多古。小山政光迎犒之。入謁。見一甲士侍。問其名。賴朝曰。



(稿)馳走すること  
 (無雙)今一人無き  
 (白河關)磐城の地  
 (鞭橋)陸前の地名  
 (厚樫山)磐城の山  
 (庶兄)妾腹の兄  
 (精兵)すぐつた兵  
 (大濠)大なる堀  
 (遇隈河)磐城の河  
 (滄)水をためる  
 (旦日)あくる日朝  
 (積鏃)つもの矢根  
 (成堆)堆くなる  
 (冒險)險阻を頓着  
 (潰圍)圍みを崩し  
 (回)後へ返すこと  
 (左膊)左の肩さき  
 (部將)部下の隊長

此本朝無雙勇士熊谷直家者也。政光曰：此輩單進與臣等異。故易成名耳。士赴君難，何有彼此？顧其子朝政朝光曰：汝等亦單進。八月，賴朝進至白河關。泰衡軍于鞭橋，而城厚樫山北。使庶兄國衡將精兵二萬守之。國衡將金剛秀綱以數千人爲先鋒。山下穿大濠，引遇隈河，滄之。賴朝令重忠赴攻，發卒填濠。朝光挺軍與加藤景廉等進擊，重忠繼進，大破之。秀綱退合於國衡。日既暮，賴朝令軍中明日攻城。三浦義村、葛西清重先登，斃數千人。旦日，賴朝親進攻，城甚固。國衡善拒朝政，朝光以下皆殊死戰，呼聲動地，積鏃成堆。朝光與族朝綱、豫遣死士七人自城後冒險入，大呼而射。城兵謂大兵夾擊，則大亂。國衡潰圍北走，和田義盛張弓追之。國衡亦回馬射，義盛先發中其左膊。國衡傷走，重忠部將大串某追斬之。

(十八輩)十八人  
 (未詳)まだ判然知  
 (物見岡)陸前の地  
 (誰母城)たがは、  
 城と讀む  
 (津雲橋)陸前の地  
 (平泉)陸中の地名  
 (栗原、三迫)何れ  
 も陸前の地名  
 (寨)さりで城  
 (陣岡)陸前の地名  
 (念珠園)羽前の地  
 (贊柵)への柵  
 (襲殺)不意討して  
 殺すこと  
 (謂讓)不忠を叱る  
 (厨川)陸中の地名  
 (版籍)戶籍簿のとも

之朝光亦追獲秀綱。泰衡聞敗而遁。賴朝進至國府。東海道軍斬敵將佐藤元治以下十八輩而來會。賴朝未詳泰衡所在，使朝政等攻物見岡，而自圍誰母城。城兵皆降，乃出令曰：我軍至津雲橋，則敵避之。平泉以死守之，先鋒諸將勿貪功，輕進傷我一士，遂以諸軍進連破栗原三迫諸寨，遂至平泉。泰衡已火城遁，使乞降，不許。九月，進軍陣岡。北陸軍度念珠關，斬敵將田河行文等而來會。兵總三十萬騎，白旗蔽空。泰衡奔蝦夷，至贊柵。其將河田二郎襲殺泰衡，持其首來降。賴朝謂讓之曰：泰衡在吾掌中，何須若力哉？若忘恩規利，大逆無道，乃斬之。命梟泰衡首，而宣旨適至，乃進至厨川。泰衡族俊衡以下悉出降。賴朝出鎌倉四十餘日，而平陸奧出羽，乃索其版籍，皆羅兵燹。既聞實俊實昌者，詣州事，召見之，使



(諸州事)國の事を  
 さら覺して居る  
 (所記)覺けて居る  
 せころ  
 (扼塞)要害の地  
 (流民)住居定めぬ  
 人民  
 (資)物を與へ  
 (俘囚)捕虜のこと  
 (更革)改め變ると  
 (釐)落着付けさせ  
 (擅仗)勝手征伐  
 (分予)分け與へ  
 (賑貸)貧乏助けに  
 金を貸附ること  
 (間田)無税の田地  
 (逆戰)迎へ戦ふこと  
 (謬報)間違へ報す  
 (脅從)脅され従ひ

圖其所記以知其戶口扼塞復流民責老人放俘囚禁鹵掠  
 取糧於上野下野毫不累士人乃至國府大書其應曰國法  
 一切仍秀衡之舊勿得更革令葛西清重留釐州事使使奏  
 捷謝其擅伐簿上將士功請分予二州地十月還鎌倉十一  
 月法皇欲賞其戰功遣大江廣元辭之請賑貸陸奥窮民十  
 二月法皇封賴朝以伊豆相摸促朝京師先是出羽留守檢  
 邑將廢間田賴朝禁止之以安人心已而泰衡舊臣大河兼  
 任在出羽聚數千人詐稱源義經木曾義高建久元年正月  
 轉入陸奥由利維平逆戰死之清重上變使者謬報曰由利  
 維平走橘公成死賴朝曰維平非走者公成非死者驗之果  
 然乃令上總介足利義兼與千葉常胤比企能員將兵伐之  
 小山朝光以下邑陸奥者道會之相摸以西具兵待命脅從

(州兵)其國の兵  
 (外濱)陸奥の地名  
 (壘)土堤城を築く  
 (鑿)皆殺しにする  
 (機夫)きこりのと  
 (斧殺)斧で殺さる  
 (殿)しんがりにて  
 最も隊後のこと  
 (海道)東海道のと  
 (所託)預け置いた  
 (返致)返したこと  
 (道舊故)昔話をす  
 ること  
 (漏數刻)水時計の  
 刻限多くたつこと  
 (大功田)功に對し  
 て賜はる世襲の田  
 (下文)下知狀にて  
 始終に下の字書く

降者勿斬二月義兼等與兼任戰于栗原大敗之兼任卻阻  
 衣川陣義兼等亂流又大敗之清重率州兵來會兼任逃之  
 外濱壘于兜味山義兼等圍而慶之兼任脫走踰龜山爲樵  
 夫斧殺賴朝責出羽留守失政罰甲二百賴朝以天下全定  
 乃議入朝重忠爲前隊常胤殿之十月發鎌倉由海道入朝  
 途過內海謁義朝墓至青墓召女延壽先是延壽聞賴朝起  
 返致其所託刀截鬚於是相見道舊故十一月入京師居六  
 波羅先謁法皇即日朝帝帝直授權大納言尋兼右近衛大  
 將法皇待之甚厚每入見漏數刻不許出十二月辭兩職賜  
 大功田百町薦功臣十人拜衛府官使藤原高能留守六波  
 羅而辭歸鎌倉凡往還所需不累百姓遠近悅服三年正月  
 改公文所稱政所凡事以政所下文行二月修法住寺殿冬



(弗豫)御病氣のこ  
 (齋戒禱祈)身を清  
 め物忌して御平癒  
 を祈ること  
 (張法會)佛事を營  
 むこと  
 (施浴)入湯を施與  
 すること  
 (天使)御勅使のこ  
 (座次)席順のこ  
 (那須野)下野の地  
 (富士野)駿河の地  
 (祈)斬入ること  
 (犯幕)頼朝の陣屋  
 へ斬り入る  
 (曾我莊)相摸の地  
 (復租)租税を免じ  
 (二孤)祐成と時致  
 (訛傳)間途へ傳ふ

法皇弗豫頼朝齋戒禱祈焉。三年三月遂崩。頼朝因大張法  
 會施浴於民一百日。七月天皇詔以頼朝爲征夷大將軍使  
 中原景能就拜之。頼朝曰吾爲武臣敢坐受王命乎。使三浦  
 義澄迎天使于鶴岡祠受詔書。思其父死義以榮之也。四年  
 正月定將士座次。四月獵于那須野。五月大獵于富士野。長  
 子頼家從焉。獵罷將還伊東祐成者與弟時致夜入工藤祐  
 經舍斫殺之。會雷雨士卒出鬪多死者遂斬祐成時致犯幕  
 被捕。旦日頼朝親詰之。蓋祐成父祐泰嘗爲祐經所殺奪其  
 會我莊故復仇也。頼朝問何犯吾幕曰吾祖祐親將軍仇之  
 吾仇祐經將軍寵之吾是以怨焉。頼朝壯之思宥其死。祐經  
 子哀訴乃處斬復會我莊租以弔二孤。二孤之變鎌倉訛傳  
 頼朝遭害夫人駭悲。範頼曰安之。範頼在焉。頼朝聞而惡之。

(專恣)思ふ儘にす  
 (稟)指圖を受ける  
 (貳舞)二番目に同  
 じく舞ふこと云ふ  
 (署)書きしるす  
 (濫)不條理こと  
 (氣息)いき  
 (力臣)力強き家來  
 (參州)三河守範頼  
 (憂迫)心配こと云ふ  
 (幕中)幕府の中  
 (掠治)拷問すること  
 (異辭)かはつた申  
 し立て  
 (拘)おしこめ  
 (濱館)伊豆の地名  
 (所燒夷)燒盡され  
 (修之)建立し給ふ  
 (給其資)建築費を

初義經負功專恣而範頼毎事稟頼朝及義經反令範頼討  
 之固辭不許將發入見頼朝曰汝亦爲九郎之貳舞者範頼  
 大懼不敢發獻誓書千通至是又獻焉就大江廣元謝失言  
 頼朝見其誓書署源範頼曰稱姓濫也使者辯之不釋頼朝  
 夜聞床下有人氣息急呼衛士結城朝光發床獲一人乃範  
 頼力臣當麻也曰臣視參州憂迫欲聞幕中之議耳掠治之  
 無異辭八月遂命狩野氏拘範頼于伊豆修禪寺其群臣相  
 聚據濱館遣兵夷之梶原景時勸殺範頼以其手兵五百襲  
 之範頼射殪十餘人縱火自殺五年八月安田義定亦被殺  
 義定子義資嘗挑頼朝侍女爲景時所發處斬義定坐免憤  
 怨有告其反者於是殺之六年三月頼朝與政子頼家赴南  
 都落東大寺寺嘗爲平氏所燒夷法皇修之頼朝爲給其資



獻したること  
 (令司役) 普請方を勤めさす  
 (慶) 祝ふにと云と  
 (馬千匹) 馬千頭の代金のこと  
 (掲) 揭示して  
 (親臨) 自分が行き  
 (兵馬) 兵馬の權  
 (執政) 日本全國の政治をするること  
 (狎臣) 氣に入りのそばげらい  
 (游處) 遊んで居り  
 (寢) いつと無しにそろ／＼  
 (淫權) 身持の締り無く、氣まゝにな  
 ること

令僧文覺司役慶以馬千匹遂朝京師踰月而歸時平賀義信爲武藏地頭百姓便之賴朝揭其廳曰凡守國者當則義信八月令東國地頭有匿奸盜者皆奪其職以予捕獲者七年六月平知忠者聚兵京師謀襲賴朝妹夫藤原能保能保初請賴朝延後藤基清自衛於是基清攻殺知忠平氏餘黨於是悉平八年十二月賴家叙從五位上爲右近衛權少將九年十二月稻毛重成修相摸川橋賴朝親臨落之歸墮馬疾作明年正月遂薨年五十三賴朝年三十三起兵六歲夷平氏握天下兵馬者十五年乃歿詔以賴家爲右近衛權中將總天下守護地頭是歲正治元年也賴家年十八北條時政以外祖執政不使賴家親聽訟獨與其狎臣五人游處寢淫縱母政子驟戒之不悛時政如不聞知也賴家有弟曰千

(宗族) 家の親類  
 (囑) 後來頼み置と  
 (與) 立會ひ關係したること  
 (遺託) 遺言の頼み  
 (異志) 頼家に背く心を云ふ  
 (罪狀) 罪あること  
 (和解) 仲なほり  
 (貴之) 言葉で責る  
 (疏) 申立の上書  
 (一宮) 相模の地名  
 (狐崎) 駿河の地名  
 (土豪) 土着の強き武士のこと  
 (信寵) 信任寵愛せらる  
 (口訥) 口ごもり

幡爲頼朝所愛嘗置之懷中召宗族諸將囑之小山朝光與焉及頼朝薨朝光欲爲削髮以有遺託未果一日衆言其意梶原景時讒之於頼家曰朝光有忠臣不事二君之語恐有異志朝光聞而自危問計於三浦義村義澄子也固善朝光乃與和田義盛安達盛長以下六十六人俱非狀景時因大江廣元上焉廣元欲其和解不敢上義盛促廣元廣元以實對義盛責之乃上頼家以其疏示景時景時奔其邑一宮無何潛還鎌倉頼家命義盛等逐之毀其第景時據邑聚兵欲擁武田有義爲將軍約至京師舉關西兵有義者信義子也二年正月景時舉族西奔頼家遣兵追之景時至狐崎爲土豪吉香某所鑿殺衆快之景時終頼朝世信寵不衰建久中熊谷直實與久下直光爭疆而訟直實口訥不能辯怒



(不問)景時の罪をたゞさぬこと  
 (借)代理してのこと  
 (從幸)御幸の供奉  
 (鳥坂)越後の地名  
 (姑)母の姉妹のこと  
 (醜)醜婦のこと  
 (善射)弓射ること  
 (被虜)板額が捕虜になりたること  
 (益)利益すること  
 (聽之)聞入れたこと  
 (累遷)しきりに官位の進むこと  
 (阿野)遠江の地名  
 (放)常陸に置きて他國へ出さぬ刑  
 (幕政)幕府の政治

曰。景時黨直光臣無所望矣。走出拔刀斷髮。西奔京師。賴朝使人遮止之。而不問景時。義盛有疾。景時借其士所別當。而遂不還焉。至是義盛乃得復職。建仁元年正月。越後人城長茂。作亂於京師。襲小山朝政第。朝政時從幸不在。其兵拒卻之。賊圍上皇宮。請討賴家。宣不許。奔匿吉野。賴家下令急索。二月。獲而誅之。長茂姪資盛據鳥坂。反賴家。命佐佐木盛綱。伐之。盛綱適出在其門外。命至不入家。而發。三日至鳥坂。其子盛季先登。資盛逃亡。其姑曰板額。醜而多力。善射。遂被虜。送到鎌倉。淺利義遠請娶之。賴家問其意。對曰。欲使生勇士。以益於君耳。賴家笑而聽之。賴家累遷。是歲七月。終擊征夷大將軍。叙從二位。五月。有告叔父全成在阿野謀反。使武田信光捕放之。常陸尋命八田知家殺之。當是時。幕政無大小。

(族黨)親類や同黨派の者を云ふ  
 (受制)北條氏に壓へ付けられること  
 (不能平)面白く無いこと  
 (臥内)寢室のこと  
 (障外)障子ふすまの外  
 (伏甲)甲士を伏せ(托事)佛事に托け(啓)争の端を開くこと云ふこと  
 (甲起)伏せてある甲士が出て來て(小御所)伊豆の地(選兵)兵を選みずぐること  
 (誅)殺され流さ

皆決於時政。其族黨半於一府。賴家受制。心不能平。八月。賴家有疾。政子與時政議。令傳總守護于其長子一幡。而割關西三十八州地頭。以予一幡。一幡外祖比企能員。因其女。謂賴家曰。近日之議。分權起爭。不便莫大焉。賴家亦憤。北條氏所爲。密召能員於臥内。與計事。政子側耳。障外聞之。使人馳告於時政。時政與其黨謀之。伏甲而託事。召能員。能員子弟皆曰。母往。即往。以兵自備。能員曰。是啓釁也。彼何有他意。遂往。甲起。殺之。從者走歸。告之。其子宗員。宗員舉族奉一幡。據小御所。時政遣長子義時。率諸將攻之。宗員等奮擊卻之。昌山重忠。選兵疾攻。宗員力盡。焚第自殺。遂悉夷其族。并殺一幡。諸與能員親善者。皆見誅。竄賴家病間。聞變。大恨怒。時政歸罪於仁田忠常。殺之。忠常乃能員者也。既而宣言。賴家與



るハハコ  
 (宣言)言ひふらす  
 (修禪寺)伊豆の地  
 (幽囚無懼)押込め  
 られて心落付かぬ  
 (捷)すばしき  
 ココを云ふ  
 (飛組)綱を投かけ  
 (約首)首を締めて  
 (安撫)安心させな  
 つかせ  
 (徵誓)誓書を取立  
 てること  
 (監護)目付し護る  
 (盜魁)盜賊の長  
 (職)守護職のこと  
 (授)伊賀の守護職  
 にすること  
 (寢)いつと無く

忠常圖己。遂迫頼家削髮。幽之修禪寺。以千幡代之。頼家幽囚無懼。寄書於母與弟。請得故近臣數人侍己。不答。遣三浦義村視察之。禁其通書。明年七月。時政遣人圖之。憚頼家趨捷。候其浴。圍之。飛組約首以殺之。年二十三。子一幡。先卒。猶有二子。長者四歲。政子使千幡養之。遂爲僧。曰公曉。次者曰千壽丸。爲中務丞。某所養。千幡十二歲而立。詔叙從五位下。襲征夷大將軍。賜名實朝。居北條氏第。下令安撫諸將。徵誓於京畿西國將士。遣武藏守平賀朝雅。率關西地頭。監護京師。元久元年三月。伊賀伊勢盜起。伊賀守護首藤經俊逃走。實朝令朝雅討之。獲盜魁平基度。平盛時。乃奪經俊職。授於朝雅。朝雅義信子也。與畠山重忠皆娶時政女。而朝雅所娶。其後妻牧氏出也。以故時政偏愛朝雅。浸惡重忠。終欲殺之。

(給告)欺き知らず  
 (有難)事が起つた  
 (貽譏)臆病この謗  
 りを残すこと  
 (族)親族のこと  
 (媚)氣に入る様に  
 仕向けること  
 (構陷)讒言して罪  
 に陥ること  
 (有衆)部下多きこと  
 (軍鋒)先陣のこと  
 (忠厚)實意ありて  
 親切なること  
 (長者)大やうなる  
 人柄のこと  
 (委託)頼み置く  
 (弒)殺して  
 (覺)あらはれる  
 (誅殺)罪ありとし

誣以謀反。令二子義時時房攻殺重忠。子重保其第。時重忠在其邑。時政遣人給告。鎌倉有難。宜赴援。重忠即從。百餘騎而發。中途望見大兵蔽野而來。始知其實。部下交勸其據邑。聚兵。重忠不肯。曰。吾不做梶原景時之苟免。而貽譏也。奮戰中。箭死。重忠族稻毛重成。榛谷重朝等。同日皆斬。重成初媚時政。構陷重忠。而終爲時政所殺。北條氏忌重忠日久。重忠勇而有衆。從頼朝常爲軍鋒。而性忠厚。不與人爭功。頼朝深知其長者。委託後事。而爲北條氏所陷。天下冤之。七月。分畠山氏邑。以賞將士。實朝在時政第。時政終謀弒實朝。立朝雅。因聚兵。事覺。閏月。政子遣諸將。遷實朝於義時宅。兵皆從歸焉。義時終徙時政夫妻於北條里。令京師將士誅殺朝雅。當是時。諸豪傑千葉常胤。土肥實平等。皆老死。佐佐木高綱熊



て殺すこと  
 (逃隱)僧侶になる  
 なごて身を隠す  
 (仰其成)するに任  
 せて仕上を待つと  
 (文事)文學のこと  
 (武技)武藝のこと  
 (荒淫)女好きのと  
 (負寵)寵愛を鼻に  
 かけること  
 (凌人)人をいぢむ  
 (優柔)やさしく物  
 やはらかのこと  
 (爾時)其時と云ふ  
 (不獲)取上げぬと  
 (侵取分外)分外の  
 租税を取立てると  
 (恩勳)將軍の恩惠  
 で立つ家と勳功で

谷直實前後逃隱。獨北條氏專掌幕府事。而實朝仰其成。實朝性喜文事。師文章博士源仲章。學和歌于中納言藤原定家。而武技不及賴家。然賴家荒淫。至奪安達景盛妾。欲殺景盛。賴朝召呼諸將。不敢名之。賴家輒名之。平知康等以技藝進。負寵凌人。將士憤怨。實朝爲人優柔。爲將士所愛。初年令將士各獻賴朝所下文書。爾時所授地頭。不輒褫職。自賴朝賴家之世。數禁守護地頭干與吏務。侵取分外。至是又徵其下文。辨恩勳之殊。使結番追捕遣使者行管内。問吏民冤枉。然政權在於義時。實朝日夜與文士飲宴。耽溺歌詠。不問外事。義時益專。建保元年。信濃人泉親衡奉故賴家子千壽丸起兵討義時。使僧安念說諸將。諸將多應者。義盛二子義直義重。姪胤長等與焉。次至千葉成胤。成胤不肯。執安念送之。

立つ家と云ふ  
 (鞠)拷問すること  
 (得狀)様子を知る  
 (就虜)捕虜になる  
 (請購)功に換へて  
 二子の罪を購ひ免  
 ぜられたしと願ふ  
 (統衛兵)幕府なる  
 實朝を守る兵の取  
 締になる  
 (強宗)強き家から  
 (激而)腹立てさせ  
 (除之)家を斷絶さ  
 せること  
 (慚忿)恥ぢて怒り  
 (便地)便宜の地  
 (宗黨)親類一同  
 (陳謝)陳べて謝す  
 (閱兵)兵器を調べ

義時。義時令家臣金窪行親安藤忠家鞠之。得狀遣兵執親衡。親衡姓源。經基子滿快之遠孫也。有勇力。殺吏卒數十人。而逃。千壽削髮匿京師。義直等就虜。是時義盛在上總。馳歸面謁。請購二子。義盛爲實朝所親信。特受命與結城朝光。竝統衛兵。於是聽其請。義盛大喜而出。旦日以其族九十八人。列幕府南庭。因大江廣元。乞赦胤長。義時素忌其強宗。欲激而除之。命行親忠家縛胤長。過義盛前。而屬之吏。放陸奥。義盛慚忿。塞門不出。胤長第在便地。多欲得之者。義盛請實朝遣人守焉。義時請而奪之。遂守者。割與行親忠家。義盛大怒。遂欲滅北條氏。日夜會宗黨謀之。謀泄。幕府使者來問之。義盛陳謝無他。使者微見其子弟閱兵。狀還報。有令徵兵更遣使者。請義盛。義盛乃對曰。老夫受故將軍殊恩。豈敢謀反。獨



るこゝ  
 (兒童)子供等  
 (狀)專恣の意  
 (取實朝)實朝を連れ出すこゝ  
 (中變)途中から心變るこゝ  
 (烟焰)煙さほのほ  
 (夾)連れて出て  
 (法華堂)鎌倉の地  
 (接戰)戰爭するこゝ  
 (黎明)夜の引明け  
 (來援)加勢に來るこゝ  
 (復振)又強くなる  
 (教書)兵を召す書  
 (氣沮)氣力落ちる  
 (齋戒)身を清め物いみして

兒輩憤義時專恣欲往問狀老夫諭之而不聽也遂以百五十騎分爲三隊分攻義時廣元第而急赴幕府欲取實朝其族三浦義村與弟胤義約守北門而意中變走告義時義時與廣元自北門入義盛隨圍之三子義秀排門而入所向皆破與足利義氏遇攖其甲袖義氏鞭馬踰濠袖斷義秀與土屋義清古郡保忠俱奮擊一府中皆辟易有縱火者烟焰滿天義時廣元挾實朝避之法華堂接戰一晝夜黎明義盛兵疲退軍前濱會橫山時兼舉族來援得三千騎軍復振近國兵聞變來聚義時召之疑而不至請實朝教書示之乃至既而義直戰死義盛泣而氣沮終爲江戶能範所射殺七子皆死義秀以五百人航海而逃義時分和田氏邑以賞將士二年六月早實朝齋戒誦經既而雨減東國租稅十一月義盛

(遣臣)死にたる後に残り居る家來  
 (奉)しり立てるこゝ  
 (法會)佛事供養  
 (嚙昔)昨晚さ云と  
 (慶)家の慶福のこゝ  
 (來裔)後來の子孫  
 (滿盈)十分なる望  
 (高年)老年さ云と  
 (癩)おまへ  
 (正統)正統は實朝自身一人故なり  
 (佛)佛像を造る工  
 (別當)神宮寺主僧  
 (幽死)押込められ殺されたこゝ  
 (報復)仇を討つこゝ  
 (怪物)化けもの  
 (行步)歩くこゝ

遣臣奉千壽聚兵京師事覺大江氏卒攻殺之十二月實朝命僧修法會曰嚙昔夢義盛率族群至我前吾爲修其冥福也先是實朝已累叙正二位任權中納言六年累遷至權大納言三月兼右近衛大將大江廣元從容言曰將軍欲貽慶來裔宜戒滿盈盍辭諸官獨帶征夷將軍及高年然後求大將實朝曰吾非不悅卿所言然吾念源氏正統縮於今日不可慮子孫吾欲飽取官職以舉家聲不暇慮子孫也廣元無言而退先是宋佛工陳和卿來在大和實朝召見之和卿自稱知實朝前生實朝遂欲如宋命造巨船既成不可用是歲北條氏召故賴家子公曉至自京師用補鶴岡別當公曉常憤父幽死謂實朝父仇也竊謀報復稱有所祈所鶴岡祠者千日時鎌倉傳言幕府有怪物被婦人衣行步如飛十月實



(拜賀)遙に皇居へ  
任官の御禮申す  
(戌時)凡午後十時  
(茫然)涙落つる  
(危疑)御身を危険  
に思ふ云ふこと  
(乘燭故事)夜間に  
行ふは前から恒例  
(一縷)一寸ちのち  
(遺物)かたみ  
(公卿)京都より官  
を授けに來し公卿  
(掛)會釋すること  
(闇黒)まっくら  
(内外)境内の内外  
(騷擾)騒ぎ亂れる  
(所居)住居する家  
(不釋)離さぬこと  
(給)だまして

朝任内大臣。十二月進右大臣。承久元年正月。拜賀于鶴岡  
祠。二十七日戌時。將出廣元進謁曰。臣平生未嘗出淚。今  
無故泣然。臣危疑焉。先大將落東大寺。衷甲自備。君宜做焉。  
母輕舉也。源仲章曰。大臣大將不可衷甲。廣元又請晝日行  
禮。仲章曰。乘燭故事也。實朝臨出。使秦公氏梳髮。拔髮一縷  
與之。哂曰。吾遺物也。公卿以下悉從。隨兵千騎。義時侍持劍  
焉。比入祠門。稱病作。授劍於仲章而歸。實朝乃悉屏隨兵。獨  
仲章從。儀畢。揖公卿降階。有一人自階側跳出。揮刀斬實朝  
及仲章。持其首逃去。時方闇黒。内外騷擾。不知何人所為。已  
而有大呼者曰。吾公曉也。報父仇矣。衆始知公曉所為。圍其  
所居。公曉提實朝首直赴備中某宅。以食。手不釋首。三浦義  
村少子為公曉弟子。公曉因使使問計於義村。義村給曰。將

(迎兵)幕府へ迎へ  
入る。迎ひの兵  
(望)今かき待つと  
(高阜)高き丘  
(奮闘)一生懸命に  
戦ふこと  
(所遺)残したる  
(函嶺)箱根の山  
(控)引き付ける  
(基業)將軍になる  
事業のこと  
(操)取り持つこと  
(漸東)漸に東へ移  
り行くこと  
(強悍)強くて手に  
合はぬこと  
(鋤治)滅ぼし盡し  
(條緒)天子に従ふ  
ことを云ふ

以兵迎而告義時。義時命速殺之。義村乃遣長尾定景率力  
士五人赴之。公曉望迎兵。久之不至。乃自踰祠後高阜。如義  
村家。途遇五人。奮闘。定景自傍斬其首。送之。義時。公曉年十  
九。實朝年二十八。明日葬實朝。不得首。以所遺一髮代之。源  
氏正統於此而絕。  
外史氏曰。余嘗踰函嶺。望八州之野。北控奧羽。知源氏基業  
深且遠矣。世傳八幡公臨終遺書其家曰。吾後世必有操天  
下之權者。雖信否未可知。非無其謂也。蓋我王化自西漸東。  
東之強悍難服。足以敵全國。雖中古鋤治。纔就條緒。叛服不  
常。每為國患。而廟堂不以為憂。蓋綱紀之弛。非一日也。相門  
爭寵。骨肉相軋。而不能制也。盜賊公行。劫公卿焚宮闕。而不  
能禁也。則何暇恤邊疆哉。而夫貞任家衡等。皆桀黠之才。足



(邊疆)はての國境  
 (恤)うれふる  
 (封豕長蛇)大豕と長蛇強惡にして國家を取る者を云ふ  
 (荐食)切取ること  
 (上國)都近き國々  
 (不塞什一)其十分一も與へざること  
 (困敝)疲弊困窮  
 (贏)裕なること  
 (儻)もししくは  
 (預)あらかじめ  
 (押護)ふせぎまもること  
 (賞格)恩賞と格式  
 (噢咻)いたみ歎く  
 (柄)權  
 (舍)廢する

以乘而逞焉。微源氏父子。封豕長蛇。荐食上國。誰能拒之。其有大功德於天下。如此。而朝廷酬功。不塞其什一。賴義遷任。適致困敝。義家官不過四位。衛尉子孫。或以罪誅。或以譴逐。保平之亂。又鬪其骨肉。殘亡垂盡。何報施之倒也。天之福人。縮於父祖。則贏於子孫。固其所也。故源氏之福。大發於賴朝。遂得司天下之權。義家儻預賂之邪。然余嘗謂天下之權。歸源氏。久矣。而源氏不自知也。賴義義家。經略東北。捍護其民。前後十有五年。而朝廷如不關知焉。及其奏功。為將士請賞。格遷延不決。甚而目以私鬪。停之官符。使其以私恩噢咻之。則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄。而付之源氏。遂令東北豪傑。曰。寧背天子。勿負源氏。當是之時。使義家一唾手起。則函嶺以東。非朝廷之有。不必待賴朝也。而不敢失臣節。以終其

(臣節)臣たる本分  
 (克捷)勝つこと  
 (不逞者)不平の者  
 (極際)無くなること  
 (碁布)守護地頭を碁石の如く並べ置く  
 (劫持)押へ付ける  
 (籠絡)弄ぶ  
 (縉紳)公卿  
 (簿記)帳簿  
 (宰天下)天下を支配すること  
 (胄)血統  
 (剏建)はじめて建つること  
 (小康)暫しの泰平  
 (不艾)盡さず  
 (不敢僭踰)分限を越ゆるまねをせず

身。乃所以貽慶子孫也。舊志稱賴朝之逃伊東也。心私祝曰。願得主關東八國。否則猶領伊豆。得以報伊東氏。由是觀之。其初念不過割據一隅。而豪傑之素附焉者。爭為之用。兵鋒所嚮。莫不克捷。又得廷臣抱才而不逞者。以輔其所不及。而會於國家綱紀極墮之時。碁布所謂素附者於七道。而坐制其命。是雖其智術有以劫持上下。籠絡一世。則亦時勢之自至焉。而其源實出於父祖之餘慶焉爾。吾嘗聞之。縉紳之家。鎌倉之興。大江三善之徒。有竊抱民部省簿記而往者。亦可以見人心所向矣。夫王家自放。失其權。而莫之或收。民安所倚哉。於是王族之任其器者。代而操之。以宰天下。亦不得已之勢也。源氏以清和之胄。世勤勞王事。以至於賴朝。經營艱苦。剏建大業。以致天下小康。而不敢僭踰。恭順其跡。又再傳



(恭順)謹んで願ふ  
(服事天子)天子に  
従ふこと  
(襲)續ぐ、繼ぐ  
(莽操懿卓)王莽  
曹操、司馬懿、董  
卓、皆支那の高官  
にして人の國を奪  
へる逆賊  
(接踵)たえずひき  
つゞくこと

乃亡。天未艾。源氏之福也。是以足利氏新田氏皆以清和之  
源更起。宰天下而皆以上將代操國權。以服事天子。莫非襲  
賴朝之故者。則是賴朝爲天下萬世創不得已之事。以立不  
可踰之限。而君臣之際。兩得其宜也。不然焉知莽操懿卓不  
接踵我國哉。雖曰賴朝有功。德於天下。勝其父祖可也。

日本外史卷之三終

解義

(言之)北條氏の奸  
惡の意  
(晦澀)入組んで意  
味わかりにくし  
(不覺)判然と言ひ  
表しにくいこと  
(寡妻)後家の政子  
(陪隸)時政義時等  
(似)道理近し  
(王綱)朝廷の締め  
(一臂)一うで  
(民庶息肩)國民安  
堵すること  
(斃之)北條氏をた  
ぶすこと  
(允裁)御許、御裁

日本外史卷之四

源氏後記

北條氏

賴 裏子成 著

外史氏曰。北條氏之事。吾不忍言之也。而諸叙其事。晦澀不  
覺。亦有疑於文飾者。獨源親房之論。頗可取信云。其論曰。源  
氏以武臣掌握天下。朝廷蓋不能平。况其後嗣既絕。寡妻陪  
隸。繼當其家。欲乘此時而斃之。以復舊權。似也。雖然。王綱之  
衰久矣。賴朝奮一臂以平其亂。雖朝廷不復其舊。而民庶息  
肩。非有德政足以勝之。則安克斃之。縱使克斃之。民之不安。  
天豈與之。王者之師。必加有罪。賴朝陞高官。管重職。皆出法  
皇之允裁。非私竊之也。北條氏以其外家。久司其權。未嘗失  
人望。非有顯然之罪也。而欲遽加之誅。是朝廷未爲無過。而



(私竊)私に盜取る  
 (外家)母方の親類  
 (執國命)國政する  
 (累葉)代々世々  
 (戒飭)いましむ  
 (規望)目を付け望  
 (不取失墜)誤らず  
 (保平)保元、平治  
 (何所底止)世が治  
 まるまで行き着け  
 るものか  
 (謬)あやまれり、  
 思ひちがひ  
 (君子)理のわかつ  
 大人々  
 (襲職)將軍職を續  
 ぐこと  
 (兵馬之政)征伐を  
 する權と云ふこと

北條氏又不可比之反賊獲利者也。夫以頼朝之業而猶不能過二世。北條氏乃以陪臣執國命。奕世累葉。是豈偶然哉。蓋義時非有才德過人也。泰時繼之。修政立法。專操正直。不獨不踰己之分。戒飭親族及諸將士。莫敢規望高爵。至其子孫。能守其法。不敢失墜。雖其政漸衰。卒至於亡。而得傳之七世之久。亦可謂無憾矣。大凡以保平以來之亂。而不有若頼朝。有若泰時。則六十州之民。何所底止。不詳於此。而特稱皇威之衰。武臣之專者。謬矣。外史氏曰。吾讀親房之論。而悲其意焉。其亦出於不得已。而告君之體。宜如此爾。後之君子。因其言而詳其事。可也。蓋源氏之嗣。既絕。藤原頼經爲征夷大將軍。其子頼嗣襲職。既而宗尊親王往代之。傳之。其子惟康久明親王又往代之。傳之。其子守邦。而兵馬之政。每在於北

(裔)子孫  
 (婚)結婚  
 (豪族)土着の家柄  
 (敗績)戦に大敗したること  
 (宗黨)一族  
 (監護)監督してまもること  
 (女)むすめ  
 (男)男の兒  
 (樹)施し置くこと  
 (寄)掛り人になり  
 (通)密通  
 (尤美)美貌  
 (投水)水中に入れ  
 (出也)生みたるを  
 (作書)文を書きて  
 (託)持たして  
 (致)渡さしむ

條氏。故凡事皆不得不係之北條氏。北條氏出於平貞盛。貞盛七世之裔。時政其父。曰。時家。時家父時方。養於祖父直方。直方父維時。維時父。即貞盛次子常陸介維將也。維將後三世始與源氏婚。子孫世居伊豆。北條因氏焉。北條氏以豪族。世屬源氏。源義朝與平清盛戰。京師敗績。宗黨死亡略盡。義朝子頼朝被執。宥死。流于伊豆。時政以清盛命。與州人伊東祐親。並監護之。頼朝四世祖義家。樹恩威於東國。即直方女所生。以故時政頗屬意於頼朝。頼朝初寄伊東氏。通其女。生男女。女之繼母。告之祐親。祐親懼平氏疑己。投其男於水。嫁女於江馬某。遂圖頼朝。頼朝逃依北條氏。久之。問人曰。聞時政多女。孰尤美。曰。長美。次否。否者後妻出也。頼朝懲伊東氏。欲通次女。作書託僕安達盛長。致焉。盛

トストコ  
 トクニ  
 ヒヤク  
 一ト七



(無貌)容貌醜陋  
 (情好)仲よきこと  
 (階)小口開くこと  
 (金函)黄金の箱  
 (銜)口にくはへて  
 (粧鏡)化粧鏡  
 (薄)聊と云ふこと  
 (直)代價と云ふこと  
 (得書)承知のふみ  
 (日密)日々仲よし  
 (役)勤務し居る  
 (族人)一族の人  
 (私)親の許さぬ婚  
 (嫁)嫁入に出す  
 (高祖)北條直方  
 (謀慮)腹たくみ  
 (結託)信用し合ふ  
 (陰謀)人の知らぬ

長竊慮次女無貌賴朝情好不終徒足階禍也更作書致於  
 長女前一夕次女夢鳩銜金函至覺語之其姊姊心動曰吾  
 常買妹夢乃與妹以其粧鏡曰薄以償直且日得書遂通之  
 情好日密女名政子時年二十一是時時政役於京師役滿  
 而歸路遇平兼隆兼隆清盛族人為伊豆目代者時政與偕  
 歸許以政子妻之已聞其與賴朝私且驚且喜而難違兼隆  
 約則為不知嫁於兼隆其夜雨甚政子出奔匿伊豆山與賴  
 朝俱居焉兼隆索之不得時政素器賴朝且思其高祖事至  
 是陽怒而陰益厚之賴朝亦謂時政謀慮可倚深相結託治  
 承四年以仁王討平氏令至賴朝先示之時政遂發東國家  
 人家人至者頗多賴朝輒延之別室曰為我努力人人各自  
 以為賴朝特厚己也而至其陰謀獨時政得知之八月時政

心たくみ  
 (料)集合させて  
 (擁)もり立てて  
 (令居守)留守させ  
 (揮之)指圖して  
 (平井郷)伊豆の地  
 (連夜)夜になりて  
 (善)仲よきこと  
 (使餽餉)食物を贈  
 (大將)賴朝を指す  
 (豈生存者)どうし  
 て生きて居れるか  
 (令如)行かすこと  
 (使存問)様子見さ  
 すこと  
 (卿命)仰を受けて  
 (所底)落付く所  
 (踪)をとを尋ねて

率佐佐木經高等八十五騎夜襲平兼隆斬之遂糾伊豆相  
 摸豪傑以擁賴朝據石橋山令政子居守賴朝與大庭景親  
 戰而敗走時政疲而後加藤景廉狩野祐茂堀親家小山實  
 政等請從焉時政揮之令從賴朝而自之甲斐欲發其諸源  
 長子宗時至平井郷為伊東氏兵所圍中箭死連夜時政遇  
 賴朝于杉山箱根別當行實素善賴朝聞其敗使弟永實來  
 餽餉先見時政時政給曰大將既死矣永實曰子疑吾歟大  
 將而死子豈生存者時政哂使見賴朝賴朝乃匿箱根令時  
 政及其次子義時如甲斐而自走土肥使土肥遠平存問政  
 子航抵獵島時政與三浦義澄等出迎賴朝賴朝曰卿何以  
 在此時政曰吾卿命北行而中道自度不親君所底安所取  
 信故踪君至此請自此行矣於是終抵武田一條諸族得二



(抵)行きて  
 (首)第一等のこと  
 (瓶)始めて建てる  
 (目)名づけるに  
 (抗禮)對等の禮容  
 (收人心)人氣を取  
 り込み  
 (嬖姫)氣に入りの  
 妾のこと  
 (託)預け置く  
 (妬婦)嫉妬深く氣  
 強きこと  
 (使驅逐)逐出さす  
 (髻)髻の縛り處  
 (邑)知行地  
 (託)頼み置くこと  
 (謀除之)殺さんさ  
 もくろむ  
 (奔竄)逃げ隠れる

萬人助賴朝擊平氏于駿河走之賴朝還至相模國府論功  
 行賞以時政爲首武田信義以下次之賴朝勅鎌倉府政子  
 助之於内而時政義時輔之於外諸將士目以北條公莫敢  
 抗禮明年七月政子生男是爲賴家立爲世子北條氏以外  
 祖益貴重陰收人心以自固賴朝有嬖姫託之伏見廣綱家  
 時政妻牧氏知之告政子政子性妬悍即使牧宗親毀廣綱  
 宅驅逐其嬖姫走依大多和義久者賴朝聞之託事往義久  
 宅召宗親罵之親截其髻時政聞而恥之不告而歸其邑賴  
 朝謂梶原景季曰江馬必不從汝往視之江馬者義時也還  
 報曰在賴朝召義時曰汝可託吾子孫者已而事釋時政還  
 鎌倉被親信如初賴朝忌弟義經勇智謀除之文治元年冬  
 親將擊之京師義經奔竄賴朝途還遣時政以千餘騎護京

(抗辨)はりあひて  
 辨解すること  
 (京畿)京都近傍畿  
 内地方のこと  
 (當其衝)當局者  
 して、と云ふこと  
 (富士野)富士の裾  
 野のこと  
 (甫)數へ年のこと  
 (宵子)あそつき子  
 (一禽)一頭の獸  
 (專使)態々の別使  
 (參決)協議して定  
 めること  
 (傳宣)取次ぎ述べ  
 ること  
 (狎臣)親しむ家來  
 (教)將軍の命令  
 (親黨)親しき組合

師四索不獲於是時賴朝意奏請諸國司置守護莊園置地  
 頭所在追捕弗被允時政抗辨再三終被允自爲七國地頭  
 已而辭之當是時大亂初平京畿多事時政身當其衝事無  
 不立辨歲餘東歸以詔舉從弟時定自代亦賴朝意也賴朝  
 嘗獵富士野賴家甫十二射中走鹿賴朝大喜使人報之政  
 子政子曰彼將家宵子獲一禽何煩專使賴朝愧之正治元  
 年正月賴朝薨賴家立政子削髮爲尼而與聞政事時政叙  
 從五位下任遠江守爲政所別當與大江廣元三善康信中  
 原親能三浦義澄八田知家和田義盛比企能員安達盛長  
 足立遠光梶原景時藤原行政參決諸政餘母得傳宣賴家  
 有狎臣五人下教曰五人親黨有罪勿論七月參河盜起遣  
 安達景盛討之景盛新買妾於京師殊弗欲行不得已而行



(愛幸)可愛がること  
 (六閏月)六ヶ月を見たる頃のこと  
 (使謂讓)不道理を責めさす  
 (當汝箭)射殺されよう  
 (誓書)怨まぬとの誓ひの證書  
 (近狀)近頃の様子  
 (聲色)音楽と色欲  
 (般樂)遊び戯ると  
 (抗訴)強く訴へる  
 (旋)又と讀む  
 (抹)墨で消すこと  
 (案檢)取調べると  
 (覆場)領地さかひ  
 (準)標準のこと  
 (禾稼)稻のこと

歸則賴家已奪其妾。絶愛幸之。有告景盛怨望者。賴家令五人討之。府下大擾。時賴朝薨。纔六閏月。政子急如安達氏。使使謂讓賴家。且曰。汝不聽我言。吾以身當汝箭。賴家乃止。政子徵景盛誓書。使佐佐木盛綱齎送。賴家以和解之。因諭賴家曰。視汝近狀。倦政忘民。遠賢近佞。只聲色是溺。無禮於親戚。願少留意。勿及於悔。賴家般樂如故。已而聽梶原景時讒。欲誅結城朝光。朝光與諸將連署抗訴。景時出奔。旋還鎌倉。時政逐之。景時終奔京師。令人追誅之。三年五月。有爭疆而訟者。賴家視其地圖。援筆抹圖中央。曰。廣狹命也。不能費案檢。凡疆場之訟。以此爲準。卽不厭心。不如毋爭。建仁元年秋。大風雨。關東禾稼不登。下總海盜。民死者千人。九月。蹴鞠工紀行景至自京師。大江廣元携謁賴家。賴家素好蹴鞠。請上

(不登)不作のこと  
 (海盜)津浪のこと  
 (蹴鞠工)鞠製造工  
 (其技)鞠を蹴る戲  
 (不視朝)政治の事をせぬこと  
 (器局)心がけよきこと  
 (災異)天災地異  
 (調)何となく意見すること  
 (飢)飢饉のこと  
 (鄙意)意見のこと  
 (讒怒)咎めさすこと  
 (秆種)種子の米  
 (不稔)不作のこと  
 (券)種米借の證文  
 (斗米)一斗の米  
 (遜職)將軍職を罷

皇得行景也。自是日學其技。不復視朝。義時有子。曰。泰時。少。有器局。密召賴家狎臣中野能成。謂曰。蹴鞠無害於事。獨不。畏災異乎。故將軍每逢天變。輒止出遊。是後世所當法耳。子。親臣也。蓋嘗試諷之。時北條告飢。泰時且往視之。會僧觀清。至曰。將軍聞能成語。怒曰。言非無理。踰父祖而言何也。公且。稱疾歸邑。俟其怒衰。可也。泰時曰。吾聊語鄙意於侍臣耳。豈。敢諫乎。卽被譴怒。非所避也。吾有事如邑。且日將發。子莫以。爲避焉。乃出篋笠視之。遂至邑。邑人去歲貸籽種。約明稔償。之。而不稔也。相與謀逃亡。於是泰時召諸負債者。悉燒其券。曰。父老安之。饒使年豐。吾不復責也。乃賜酒食。人給斗米。皆。泣拜祝曰。願使君多子孫。二年七月。泰時娶三浦義村女。義。村。義澄子也。三年七月。賴家有疾。政子議使其遜職。分其所。



めること  
 (異議)分管の異議  
 (徴)ちらりと  
 (按響)馬の手綱を止めて  
 (思念)一思案して  
 (憑恃)心頼みして  
 (凌蔑)いちめ侮る  
 (不省事)政治を構はぬこと  
 (婚命)君命を偽り  
 (文墨)讀み書くこと  
 (從騎中)供する中  
 (戒心)用心すること  
 (屏)退くること  
 (衷甲)着込を着て  
 (脩)替み勤むること  
 (盍一臨)さうして来て下さらぬぞ

管傳之同母弟千幡與子一幡。一幡母比企能員之女也。能員陰懷異議。使其女說賴家。賴家遽召能員。欲圖北條氏。政子微聞之。急作書。使侍女齎致時政。時政將赴名越第。途得其書。按響思念。直詣大江廣元。曰。能員憑恃外戚之親。凌蔑衆士。今又乘將軍不省事。矯命圖逆。宜先發誅之。否乎。廣元曰。僕自先將軍在日。獨執文墨。議論至於兵事。不敢與知。今日之事。在公之心耳。時政即起。天野遠景。仁田忠常。在從騎中。至往柄前。時政顧謂二人曰。能員反矣。子等將兵伐之。遠景曰。殺一老翁。何必發兵。宜召而誅之耳。時政至第。又召廣元。廣元有戒心。而屏從士。獨從一人。曰。有急刺我。遂往。時政與之坐。良久。乃罷。於是時政衷甲。令遠景忠常伏中門。而遣人謂能員曰。吾脩佛事。公盍一臨。因與計事。能員輒往。入

(族)一族皆々  
 (擁)連れて  
 (據)立てこもる  
 (縱火)火をかけて  
 (病間)病苦の緩みたるとき  
 (馬卒)馬丁のこと  
 (危疑)危み疑ひ  
 (無幾何)間も無く  
 (嗣)相續人  
 (更)名をかへる  
 (笑謔)笑ひ戯ると  
 (挾伎心)人を害する心を持つ  
 (保姆之任)もり役  
 (託)任すること  
 (府中)幕府の中  
 (營中)同上  
 (掌)取締りさす

門。二人突出。捉其左右手。伏而斬之。其僕走歸。比企氏族擁一幡。據其第。遣義時。泰時。將兵攻之。比企氏縱火自殺。一幡燒死。賴家病間。聞之大怒。使堀親家。密命和田義盛。仁田忠常。誅時政。義盛告之時政。時政召忠常。久之不出。其馬卒怪而歸告。忠常二弟危疑。遂攻義時第。義時不在。其家人防戰。斬之。忠常歸途。聞之。遂赴幕府。爲加藤景廉所殺。政子終令賴家削髮。徙于伊豆。無幾何。薨。於是以前幡爲嗣。奉之於時政。第更名實朝。時政與妻牧氏保護之。侍姬阿波局。密語政子曰。牧氏笑謔中。挾伎心。不可託保姆之任。政子以爲然。乃迎實朝。置府中。以義時弟時房。掌營中事。是歲。時政令女婿源朝雅。率關西守護。往鎮京師。元久元年。義時爲相摸守。二年。有告畠山重忠反。義時時房將兵擊之。初。重忠與朝雅皆



(被親愛) 親しみ愛せらる  
 (候) 見まひ  
 (相聞) 言ひ争ふ  
 (惡) 悪つけする  
 (誣) 事實無きこと  
 を有りとする  
 (率) おほかた  
 (老) 隠居すること  
 (卒) 死ぬること  
 (制) 制度きまり  
 (苦請) 懇願すること  
 (不獲命) 間済にならぬこと  
 (不省) 沙汰無しのこと  
 (子姪) 子や甥  
 (擁) しり立て  
 (覺) 發覺する

時政婿。而朝雅所娶。牧氏出也。以故最被親愛。是歲實朝娶於京師。命重忠子重保等迎之。候朝雅於六波羅。與飲。爭禮相閱。朝雅終惡之。於牧氏。牧氏終與時政謀殺重忠父子。誣以謀反。召義時。時房議擊之。二子諫止。時政怒而入。牧氏使人謂義時曰。以繼母故。目吾為讒乎。義時不得已從之。擊殺重保。遂與重忠戰于鶴峯。斬之。七月。時政遂欲立朝雅代實朝。實朝時在時政第。政子遣諸將徙之於義時第。時政兵率歸。義時時政遽削髮。老於北條。年六十八。後十一年卒。是月。義時遣兵誅朝雅。以時房代為武藏守。先是和田義盛求為上總國司。賴朝制諸士不得為國司。以故不許。義盛獻書。因大江廣元苦請。三歲不獲命。乃請還前書。亦不省。建保元年。義盛子姪黨於泉親衡者。謀擁故賴家子作亂。事覺。義盛請

(首謀) 發頭人のこと  
 (縛之) くくりて  
 (屬吏) 刑する役人に引わたす  
 (白) 白状すること  
 (宴) 酒宴すること  
 (棋) 碁を打つ  
 (終局) 碁を打ち終りて  
 (奉) 連れて  
 (影堂) 頼朝の影像を安置しある堂  
 (申) 申の時刻、今の午後四時頃  
 (督) 指圖目付のこと  
 (衢路) 四ツ辻のこと  
 (扼) 固むること  
 (宿醉) 二日酔ひ  
 (榼) さかづき

宥其子。得釋。遂舉族抵幕府。又請宥其姪。姪為首謀。不可釋。義時縛之屬吏。五月二日。義盛輒舉兵反。三浦義村以族人故黨之。既而與其弟胤義議。自白於北條氏。北條氏有宴。義時方與客棋。報至。終局而起。更被烏帽子。穿水干衣。以赴幕府。與大江廣元奉實朝。徙於頼朝影堂。令長子泰時將兵防之。次子朝時與義盛子義秀鬪。被創。義盛兵乘勝而進。呼聲震天。申而戰。見星未已。泰時督戰。身先士卒。黎明擊卻義盛兵。自阨衢路。遣足利義氏追擊之。敵兵復振。義時與廣元連署。令武藏相摸諸國來援。敵驍將土屋義清中流矢死。敵兵大沮。義盛以下敗死。泰時獻首虜。置酒勞諸將士。謂之曰。吾不復飲酒。疇昔與宴。其明亂作。吾振甲上馬。而宿醉未醒。吾意自今禁飲。已而戰數十合。渴而索水。葛西六郎執榼進酒。

日本外史 卷之四 北條氏 三十三



(常操)平常の心得  
 (鎮安將士)將士の  
 戰を鎮めたり  
 (還報)還りて申す  
 (免死)無實の死  
 (其胤)其の子  
 (虛實)重慶の謀反  
 事實か事實で無か  
 (未可必)まだきめ  
 かれる  
 (髡)僧と云ふこと  
 (反跡)謀反の證據  
 (不生致)生けて連  
 れ歸らぬ  
 (内謁)内々の執持  
 (詠歌)和歌を詠み  
 (朝從)從士の出仕  
 (耽溺)耽り溺れる  
 (戊卒)衛る士卒

我輒飲之甚矣。吾無常操也。吾不復飲也。已而論功行賞。泰時辭賞曰。義盛無反心。獨恨臣父爾。而諸將士多爲之致死。臣爲父擊仇焉。可受賞。宜以賞臣者。恤死事之家。弗聽。義時代義盛爲士所別當。即日移書京師。鎮安將士。九月。故畠山重忠季子僧重慶。在日光山謀反。遣小山宗政捕之。宗政斬之。還報實朝。使人言曰。重忠冤死。其胤爲變。虛實未可必。汝輒斬之。何也。宗政瞋目曰。彼髡反跡已明。臣所以不生致者。恐將軍聽內謁宥之也。將軍詠歌蹴鞠。廢棄武備。重婦女。輕戰士。諸沒官之邑。舉與嬖妾。故將軍之業墜矣。實朝怒。禁其朝從。無幾。何得解實朝爲人優柔。耽溺歌詠。雖有罪者。獻歌則免。而軍國事一決於義時。三年冬。和田氏餘黨作亂京師。戊卒擊夷之。七月。定鎌倉賈人之員。當是時。鎌倉權勢日盛。

(賈人)商人  
 (居情憤憤)常々む  
 つとしてゐること  
 (禪)ゆづる  
 (西面)西面の武士  
 (益開)増し置かる  
 (材勇)器量武勇あ  
 るもの  
 (徵)召し抱へらる  
 (後胤)子孫のこと  
 (地)進む餘裕のと  
 (證怒)叱り怒ると  
 (成業)頼朝の成業  
 (不次)順序を経ず  
 (嬰)まつばらるゝ  
 (狙擊)狙ひ撃つと  
 (自立)自分勝手に  
 立つこと  
 (詣)參詣して

後鳥羽上皇居常憤憤。謀滅源氏。初讓位於太子。是爲土御門帝。尋又使禪之少子。是爲順德帝。而政常在上皇。自後白河時。置北面武士。上皇益開西面。廣徵材勇。親鑄刀劍。欲驕實朝。以斃之。連進其官爵。實朝不覺。遂求左近衛大將。義時謂廣元曰。故將軍每宣下。輒辭之。以爲後胤之地。而今將軍年未壯。昇進太速。又令家臣不朝。而取官爵。僕恐味竊危之。欲爲入言。而恐遭譴怒。公盍言焉。廣元曰。僕亦思之。故將軍每事下問。今也則否。故默以至今耳。將軍坐享成業。而不次榮進。積殃嬰害。其能免乎。公有言焉。僕敢不言。遂入言。實朝不聽。六年。遂爲大將。累進右大臣。承久元年。正月。拜賀於鶴岡祠。卒爲故頼家子公曉所狙擊。薨。公曉因欲自立爲將軍。義時以政子令誅之。初政子與義時俱詣熊野。過京師。上皇

日本外史 卷之四 北條氏 三十五



(東鄙)東の田舎  
 (不閑)慣れず  
 (前相國)前の太政大臣  
 (令勞)能く來たて見まはせらる  
 (樹二主)京都と鎌倉と二人の天子を立てるになること  
 (簾内)みすの中  
 (明決)決斷に明るきこと  
 (所畏服)畏れ従はれること  
 (舊規)元の規定  
 (故)故人になつた  
 (大内)皇居のこと  
 (仁壽殿)皇居内の一つの御殿

召見政子。辭曰。東鄙老尼。不閑禮節。則令前相國賴實妻勞之。政子與語曰。實朝即無子。敢請得一皇子。為鎌倉主。至是令諸將連署奏請曰。願擇於上皇二皇子。得戴一人。上皇不許。曰。是樹二主也。及實朝薨。請藤原賴經。初賴朝妹婿藤原能保。以女妻攝政良經。良經關白兼實子也。良經生道家。道家生賴經。以故義時定議。遣時房。請七月。至鎌倉。甫二歲。政子聽政。簾内。政子為人明決。佐賴朝。定天下。為諸將士所畏服。目曰。尼將軍。以其拜從二位。又曰。二位尼。義時為右京權太夫。兼陸奥守。與廣元等。令諸將修賴朝舊規。義時妻弟伊賀光季。與廣元子親廣。並護衛京師。實朝遭害之翌月。故阿野全成子時元。起兵駿河。謀自立為將軍。義時遣兵擊殺之。賴經至鎌倉之月。大内守護源賴茂。與子賴氏。入仁壽殿。縱

(嫡宗)正統では無けれど、總領の血統を云ふ  
 (衰滅)衰へほろび  
 (自如)以前の如く變らぬこと  
 (擊)連れて  
 (幸)御幸先のこと  
 (錄)取り立て、  
 (嬖妓)御氣に入り  
 (白拍子)藝妓  
 (長江、倉橋)何れも攝津の地名  
 (二莊)二所の莊園  
 (侮慢)あなごる  
 (無謀)考へ無し  
 (可)目的達すると  
 (使誘)引よせさす  
 (婢)こしもと女

火自殺。蓋賴茂源賴政孫。自以為源氏嫡宗。因圖自立。事覺。被誅。上皇謂源氏衰滅。王政可復。而關東權勢自如。會關東家人仁科盛遠者。挈二子詣熊野。遇上皇幸焉。錄其子為西面。盛遠大喜。留不東歸。義時怒。收其邑。上皇令復之。不奉詔。上皇嬖妓龜菊。食長江倉橋二莊。其地頭侮慢之。上皇怒。令褫其職。義時對曰。先右大將以王命誅平氏。乃請置地頭。以賞有功。義時不敢無故褫之。上皇積怒。遂決意討義時。義時素善。右大將藤原公經。上皇欲殺公經。右大臣藤原公繼止之。且諫曰。臣聞本邦稱曰。葦原原之大處。是為關東。漸西漸小。以小敵大。以弱抗強。不待時而行。行以無謀。臣未知其可也。義仲之難。可以鑒焉。權中納藤原光親亦切諫。上皇皆弗聽。使西面藤原秀康誘三浦胤義。胤義妻初為賴家婢。生



(悲痛) 悲しみ歎きたること  
 (奮躍) 喜んで踊り上り  
 (便計議) 軍議するに都合よくする  
 (流鏑馬) 矢ぶさめ  
 (脅從) 脅され従ふ  
 (收人心) 人受を取るること  
 (被籠牢) 取込められること  
 (弗憚) 喜び給はず  
 (使唱) 利益で釣り出さす  
 (示) 見せること  
 (詔) 上皇の御命令書のこと  
 (啓狀) 様子を申す

一男。義時殺之。妻悲痛。胤義成京師。不復欲東。秀康於酒間。微說之。胤義奮躍。應命曰。臣兄義村。力能擒義時。上皇大悅。五月。使順德帝讓位於太子。以便計議。太子立。是為九條廢帝。上皇乃託城南寺流鏑馬。徵畿兵千七百人。囚公經。召親廣光季。親廣脅從。光季不至。令胤義秀康討之。光季及子光綱。奮鬪而死。即日。上皇詔五畿七道。討義時。召將士問曰。東人黨義時者。有幾。胤義對曰。不過千許人。莊家定者。進曰。不然。彼收人心。有年於此。願為之死者。不可勝計。使臣等在東國。亦被籠牢耳。上皇弗憚。彌益聚兵。遣善走者狎松齋。詰歷說東國諸豪。特使胤義作書。以重賞。啗義村。義村以示義時。義時曰。唯子意所嚮。義村誓無貳心。義時晒曰。吾預知有此事久矣。因大索鎌倉。獲押松。奪詰燒之。啓狀於政子。政子乃

(簾下) 政子の前  
 (訣) 死別のこと  
 (先將軍) 頼朝のこと  
 (被堅) 甲冑を着て  
 (執銳) 兵器を持ち  
 (闖草萊) 亂を鎮め  
 (創大業) 幕府を開きしこと  
 (讒諛之徒) 胤義等  
 (註誤) 思違させ  
 (傾危) 傾け危くす  
 (舊圖) 將軍の業  
 (異辭) 從はぬこと  
 (懸軍) 遠く離る軍  
 (遷延) 延びること  
 (雲從龍) 集り従ふ  
 (踏之) 相談かける  
 (發程) 出發する

大會諸將于簾下。使安達景盛傳命曰。吾今日將訣於諸君也。先將軍被堅執銳。闖草萊。以創大業。諸君所知也。今讒諛之徒。註誤人主。欲傾危關東之業。諸君苟不忘先將軍之恩。則協心戮力。誅除讒人。以全舊圖。即欲應詔西上者。今決之。諸將皆感激。願效力。莫敢異辭。於是會義時宅。議事。義村景盛等皆曰。宜扼足柄箱根。以待官軍。廣元曰。不可。守險曠。日人心內變。是自敗之道也。宜直進兵。攻京師。聽成敗於天耳。政子從之。以泰時為將。泰時時為武藏守。待武藏兵至而發。居五日。或議其懸軍遠進。是危道也。廣元曰。待武藏兵。非計。所以生此異論也。遷延如此。雖武藏兵。不保其無變。今夜武州宜單身揚鞭。東兵猶雲從龍已。三善康信方臥病。政子召而諮之。康信對如廣元議。於是令泰時即夜發程。黎明。泰時



(黎明)夜の引あけ  
 (帥)引連れて  
 (從役)出軍に従ふ  
 (放還)放ち還し  
 (獻)差し出して  
 (猶不厭於心)まだ  
 足らざれば  
 (白之)申し上げる  
 (乘虚)すきに付込  
 (部署)手わけする  
 (部)部わけして  
 (大井渡)美濃の地  
 (欲赴援)加勢に行  
 かんと思ふ  
 (腹背)前と後ろと  
 (教旨)上皇の思し  
 召し  
 (苗裔)子孫と云と

帥十八騎而西相摸守時房前武藏守足利義氏駿河守三浦義村等從之。行三日得十萬騎自東海道進。式部丞朝時自北陸道進。武田信光小笠原長清等自東山道進。凡從役者父行留子子行留父行者凡十九萬。義時乃放還狎松使歸。上言曰。臣無罪被討不敢逃避。聞陛下好戰謹獻臣長男泰時。二男朝時以下十餘萬人使之爲戰。陛下觀焉。猶不厭於心。則猶有二十萬人在。臣將自將以繼之。押松走歸。白之內外失色。上皇曰。可也。東人必有乘虛誅義時者。六月朔。部署諸官軍宮崎定範仁科盛遠等拒越中。藤原秀康三浦胤義等部諸將爲九隊拒尾張美濃兵。凡一萬七千餘人。信光長清以四萬騎亂大井渡。擊官軍將大内惟信走之。胤義欲赴援。秀康曰。吾腹背受敵。不若退守。宇治勢多。教旨如此。乃

(奮)躍起となりて  
 (懦夫)臆病者と云ふこと  
 (建策)計りこまを申し立て  
 (右京君)義時のこと  
 (武州)武藏守泰時  
 (生死)生きもし死にもせんこと云ふこと  
 (鼓行)太鼓を打ちて押し行く  
 (震駭)恐れ驚くこと  
 (乘輿)上皇を申す  
 (遜辭)遠慮して辭すること  
 (壓河)宇治川邊に壓し重なりて  
 (挺前)拔懸して  
 (試水)深淺を試み

鞭馬先走。胤義以下皆從之。官軍將山田重忠源滿政苗裔也。奮而留戰。泰時亂流而前。重忠連射斃東兵。泰時麾軍萃之。重忠敗走。官軍將鏡久綱自書名于旗。與毛利季光戰而敗。曰。恨與懦夫共事。乃自殺。泰時進與信光合。義村建策。分爲五隊。其子泰村請曰。嚮與右京君約從武州。生死因辭。義村從。泰時鼓行而西。京師震駭。乘輿幸叡山。山徒遜辭。力不足以扞東軍。乃還。分見兵二萬五千守宇治。勢多及淀時房攻勢多。山田重忠帥山徒二千截橋。力戰。時房不利。而卻。泰時攻宇治。前中納言源有雅參議藤原範茂等率南都僧萬人壓河而軍。時霖雨水漲。泰時欲待旦而進。泰村夜挺前。夾水射戰。義氏赴援。泰時遂以全軍從之。橋板已撤。兵緣架進。官軍矢石雨下。東兵多死。泰時令芝田兼義試水。春日



(炙之)火で炙りあ  
たしめ水ばかりと  
(蘇)生き返ること  
(擧)取りあげりて  
(給)だますこと  
(釋甲)鎧を脱ぎて  
(沈溺)沈み溺ると  
(冒)撃つこと  
(相當)互角のこと  
(撤)取り除けて  
(縛獲)獲を拵へて  
(潰走)隊伍を亂じ  
てにげること  
(奏事)事を申上げ  
んとする  
(不納)入らさず  
(儒主)恐れ多くも  
上皇を云ふ  
(院宣使)上皇の御

貞幸佐佐木信綱等繼之貞幸馬傷而溺從者援還泰時親  
為炙之乃蘇將士爭渡溺者八百信綱先達中島其子重綱  
年十五攀父馬尾泗而渡信綱使之還請兵泰時諾而遣之  
召其子時氏曰我衆將敗汝進死之時氏以六騎渡泰村繼  
之泰時乃親渡貞幸扣馬諫不聽貞幸給之曰釋甲而渡不  
則沈溺泰時下馬釋甲貞幸乃奪馬去不得渡其兵渡者五  
百騎與兼義信綱皆達進冒官軍殺傷相當義氏撤民屋縛  
筏以濟軍泰時遂至前岸武藏相摸將士奮進大戰有雅以  
下潰走右衛門佐藤原朝俊帥八田知尙佐佐木氏綱等留  
戰死之時氏縱火而進義村季光攻大納言藤原忠信于淀  
破之重忠胤義走歸奏事上皇閉門不納重忠擊門而罵曰  
儒主誤我遂走嵯峨自殺胤義遁走泰時進至樋口河原遇

使のこゝ  
(臣僚)朝臣等  
(設下)京都のこゝ  
(弩)はじき弓  
(寒原塞)越後越中  
の界に在り  
(市振)越後の地名  
(磯竝山)越中の山  
(街筋)市中のこゝ  
(壇基)一杯に踏み  
捕斬捕へ斬る  
(族人)一族の者  
(欲投)入らうと思  
ふて  
(木島)京都の西  
(叢祠)森の中の祠  
(自裁)切腹のこゝ  
(駿州)義村のこゝ  
(鷲尾)京都の西

院宣使至下馬使人讀之宣曰近日之事非出朕意皆臣僚  
所為唯汝論其罪莫使兵士擾輩下泰時乃與時房館于六  
波羅朝時之出北陸道也從軍四萬官軍張弩扼寒原塞朝  
時夜收數十牛束薪其角火之驅赴官軍官軍弩發東兵乃  
踰塞至市振官軍據嶮設柵東軍騎兵渡海而步兵破柵戰  
磯竝山殺盛遠走定範進會泰時于京師於是東軍填塞街  
衢四出捕斬胤義以部下據東寺遣佐原景吉攻之胤義叱  
曰汝非吾族人乎與戰走之盡亡其騎獨與其長子逃去欲  
投其妻家匿木島叢祠中遇所識僧勸其自裁長子先死胤  
義謂僧曰以我父子首視於我妻然後致之駿州為我告駿  
州曰阿兄自剪手足當違於意僧如其言義村送之泰時泰  
時聞佐佐木經高贊上皇謀亡匿鷲尾欲宥之經高自殺其

日本外史 卷之四 北條氏 二二二



(穰子)幼き子  
 (究捕)捜し究めて捕へること  
 (首謀者)發頭人  
 (置酒)酒を飲ませ  
 (勞之)御苦勞であつたこと慰むこと  
 (相慶)喜び合ふ  
 (疑懼)疑ひ恐れる  
 (庖)臺所のこと  
 (雷震)雷落ること  
 (命窮乎)運盡きたるか云ふこと  
 (天所司)天の制裁  
 (難戮)殺すことを憚り  
 (押送)牢典に入れて送ること  
 (諫疏)諫むる上書

子高重。兄子廣綱等皆死。廣綱穰子當宥。叔父信綱請而斬之。泰時與時房議。凡論罪從輕。不復究捕。遂奏求首謀者。上皇以忠信有雅光親。及中納言藤原宗行。參議藤原信能。答乃分屬之。諸將時氏召所同渡六騎。置酒勞之。捷報鎌倉。上下相慶。初義時已遣軍。日夜疑懼。會雷震其庖。義時大怖。以告廣元。曰。吾命窮乎。廣元曰。君臣之命。皆天所司。今事之曲直。斷在天心。公何必怖也。故將軍之捷。陸奧雷震其陣。此安知非吉兆哉。於是捷聞果至。廣元引文治故事。論公卿斬秦時難戮之於京師。七月令諸將押送之東國。皆斬于途。獨忠信以其妹嘗適實朝。宥死。流越後。後泰時得光親諫疏。大悔殺之云。於是義時廢帝立高倉帝孫守貞親王之子。是為後堀河帝。遂逼上皇削髮。徙之隱岐。徙順德上皇于佐渡。兩親

(不與謀)北條を討つ議に與らず  
 (籍沒)沒收すること  
 (滋)益々と讀む  
 (擗尾)京都の西なること  
 (可幾)思ふ通りになること  
 (旱)ひでりすること  
 (亂逆)北條の不臣  
 (祈禳)祈禱して禳ひ、天災を免れんとする  
 (甚力)餘程熱心す  
 (服)父義時の服  
 (諧)相談かける  
 (割與)分與して  
 (太)甚だと讀む  
 (復何求)別に何もいらぬ

王子但馬備前土御門上皇不與謀。且諫之。以故不問。乃敕義時曰。朕安忍獨留。十月徙之士佐。後徙于阿波。是月獲秀康父子于南都。諸所籍沒三千餘邑。義時悉分與戰功將士。一無所取焉。而北條氏勢威滋熾。泰時既破官軍。與時房留鎮京畿。四年分居六波羅南北。號兩六波羅。泰時在京師。聞梅尾僧高辨名。往訪之。高辨語泰時曰。治國猶治病也。不究其因而藥焉。徒益病耳。治亂之因。在人之欲。公苟絕欲。以率之。治可幾矣。泰時大悅。元仁元年。大旱。世以為亂逆所致也。北條氏祈禳甚力。六月。義時病卒。泰時時房皆東歸。政子欲以泰時襲執權。以傳賴經。以其在服疑之。諮於廣元。廣元對宜速定議。以鎮人心。泰時有八弟。多後母藤原氏出。泰時割與之父邑。自取太少。曰。吾為執權。復何求焉。而藤原氏與其



(資)鳥相子親の  
 (驛)度々云ふと  
 (洶々)騒ぎて安心  
 せぬこと  
 (口耳相屬)騒動起  
 るかと叫くこと  
 (警)用心させ  
 (可虞)用心せよと  
 云ふこと  
 (大夫人)泰時繼母  
 (渝)心變りのこと  
 (異圖)常ならぬ目  
 論見と云ふこと  
 (惶恐)恐れて  
 (物議)世間が彼是  
 言ふこと  
 (聚首)内密の相談  
 (四郎)政村のこと  
 (謁)面會して

弟光宗謀以其所生子四郎政村爲執權以其女婿參議藤  
 原實雅爲將軍政村之冠三浦義村爲賓約爲父子於是光  
 宗與弟光重驟適三浦氏府下洵洵口耳相屬人或警泰時  
 勸其兵備泰時曰置之乃故禁人出入獨許數人給仕而已  
 遣時氏及從弟時盛於六波羅二人曰鎌倉可虞泰時曰不  
 如京師可虞也遂遣之有婢密告泰時曰光宗兄弟矢於大  
 夫人之前曰莫之或渝是必有異圖也泰時曰兄弟莫渝爲  
 可嘉耳已而騷擾不已政子從一侍女夜造義村義村惶恐  
 出迎政子曰近日物議騷然聞政村光宗日聚首於子家所  
 謀何事得非圖武州義村曰不知也政子作色曰何得曰不  
 知也且子挾政村以圖反乎抑計和平也義村乃誓曰四郎  
 無他獨光宗微有異圖臣當禁止之明日義村往謁泰時曰

(故大夫)義時のと  
 (眷遇)ひいき  
 (公)泰時を云ふ  
 (安平)平和のこと  
 (日者)此頃と云と  
 (云云)これ／＼  
 (飄導)それと無く  
 言ひ聞かせて  
 (得服從)従ひたり  
 (自若)變らぬこと  
 (豐隆)仲違ひのと  
 (偏私)偏りて私心  
 あること  
 (府下)鎌倉中のも  
 (宿將)古く仕へる  
 將士  
 (諮詢)相談かける  
 (侵擄)領地を侵し  
 盜むこと

僕記故大夫眷遇公與四郎於僕何擇焉所願安平是已日  
 者光宗欲云云僕盡心諷導終得服從泰時顔色自若曰僕  
 於政村固無罅隙安有所偏弘也居十餘日府下又大擾政  
 子終抱賴經入泰時第召義村及諸宿將令廣元論決送實  
 雅歸京師流光宗于信濃遷藤原氏于北條廷議流實雅于  
 越前事即定不問黨與嘉祿元年六月廣元卒七月政子薨  
 泰時置評定引付兩職諮詢政事又置家令以平盛綱尾藤  
 景綱爲之申禁地頭侵攘不得與京官抗置京師籌卒鎌倉  
 將士帶衛府官而不衛衛而後期者皆納直縣官貞永元年  
 泰時與三善康連議立式目五十條以資聽斷與評定衆十  
 二人誓曰吾曹爲天下司直所挾偏私者國神殛之又令諸  
 吏斷獄輕罪止其身母有羅織盜竊者倍而贖之武田信光

日本外史 卷之四 北條氏



(籌卒) 籌焚きて番する卒  
 (納直) 不動米料を納むること  
 (殛) 殺すこと  
 (羅織) 連累の者に強て罪をせよること  
 (恒例) いつものきまりと云ふこと  
 (更直) かばるゝ宿直する  
 (尊) 蒲團しかねも墳墓のこと  
 (進爵) 位を進めらるゝこと  
 (不保終) 行末安心が出来まい  
 (將祈之神) 終りを保つ様神に祈らん

與海野幸氏爭界。幸氏直。泰時予之。或曰信光啣公。泰時曰。嚮和田氏請宥胤長。而先人流之。和田氏不能爭也。願公私如何耳。畏怨而不決。何取於執權乎。信光聞之。自懼。效書誓無他。泰時以示諸將。終為恒例。嘉禎二年。泰時進從四位下。仁治三年。六月卒。年六十。泰時為人敦親族。常推叔父時房而下之。嘗在評定所。聞弟朝時第有寇。輒起赴援。平盛綱曰。是小事耳。公任重職。何自輕也。泰時曰。兄弟有難。何曰小事。以吾視之。與建保承久二役。奚擇。苟喪吾親。重職何為。朝時書藏於家。曰。世世子孫。毋背武州裔也。泰時不以權勢自異。常與諸將更直幕府。逮老不懈。當直之夕。不敢辱也。每詣賴朝。填拜于堂下。或曰。盍上。曰。將軍在時。吾未得登。豈死將軍乎。其進四位也。謂人曰。無功進爵。恐不保終。吾將祈之神也。

とす  
 (治安) 安心なること  
 (靡財) 金を費やし  
 (蕪民) 國民を苦しめること  
 (參政府) 幕府へ出勤すること  
 (率將士) 將士に先立ち手本になる  
 (貸) 金借ること  
 (息) 利息のこと  
 (子本) 利子と元金  
 (儒人) 道徳學者  
 (武斷) 武勇に任せて取さばること  
 (吏事) 政務のこと  
 (近士) そば家來  
 (護兵) 讓り送る兵  
 (嗚咽) むせび泣

有僧說之曰。建一佛寺。可以治安。曰。靡財蠹民。何治安之有。遂逐其僧。泰時銳意求治。其參政府。先衆而入。躬執勤儉。以率將士。將士貸於富家者。自為償息。尤貧者。并償子本。遇有饑歲。發倉賑之。或設場救濟流民。及其卒。天下惜之。子時氏先卒。時氏子經時嗣。為執權。泰時常愛儒人。謂經時曰。為政在文。不可專用武斷。經時長吏事。世稱有祖父風。遂襲其官。寬元二年。將軍賴經讓職於其子賴嗣。甫六歲。四年。經時有疾。亦傳執權於弟時賴。而卒。故朝時子光時。有寵於賴經。因勸圖時賴。欲自代之。兵士集府下。時賴遣吏卒扼衢路。而以兵自衛。賴經使者來。不許見。光時削髮謝罪。流之伊豆。送賴經還京師。其近士三浦光村與為護兵。至京師。辭還。嗚咽曰。臣必有以報君也。既歸鎌倉。潛徵兵其邑。勸其兄前若狹守。



(近狀)近頃の様子  
 (不目乎)見ぬか  
 (類首)首を下げて  
 従ふこと  
 (榜)建札のこと  
 (祠前)社の前  
 (寄宿)宿泊すること  
 (迭出更入)代る代  
 る出入すること  
 (鎧冑聲)鎧兜の音  
 (決起)ムツクま起  
 きること  
 (驚惋)驚き残念が  
 ること  
 (匿名書)名を書か  
 ん書面  
 (見尤怪)怪しまる  
 ればこと云ふこと  
 (慰諭)慰め諭すと

泰村反。泰村不果。泰村義村子也。時義村已卒。泰村威權仍盛。族黨最廣。時賴外祖安達景盛。削髮在高野。寶治元年四月。景盛來府下。數往時賴家。已而謂其子義景。孫泰盛曰。汝輩不目三浦氏近狀乎。而頰首之也。五月有榜于鶴岡祠前。曰。泰村將被誅。時賴因事寄宿三浦氏。氏族悉集。獻酒。迭出更入。時賴頗怪之。其夜聞障內有鎧冑聲。決起曰。果然。麾一從者。徒步而歸。泰村驚惋。不措。翌夜。時賴使人謂三浦諸第。皆蓄兵仗。時賴益有戒心。將士聞之。爭至明日。泰村第有匿名書。曰。子將被誅。盍戒。泰村曰。是毒我者。取而毀之。使人謝時賴曰。聞道路之言。如關泰村者。家僕傳聞。爭來相衛。即見尤怪。當速散去之。如事關他人。有須衆力。當率焉。以奉援。時賴慰諭遣歸。大江季光妻泰村妹也。來勸其兄決意反。亦不

(一啖)一口の飯  
 (膠胎)驚きキヨロ  
 すること  
 (慍)不平を鳴らす  
 (憤慨)歎き怒ると  
 (密旨)内命のこと  
 (猶豫)ぐづぐざ  
 猶豫ふて居ること  
 (引刀)刀を取りて  
 (務)皮はぎさり  
 (輔佐)助けたこと云  
 ふこと  
 (先君)我が父のこ  
 (多殺)多く人を殺  
 したる  
 (慰)恨みて愛相つ  
 かこと  
 (妻孥)家族のこと

果會時賴誓書至。令速罷兵。泰村大喜從之。使者出其妻賀進食。時村一嘆。未能下。聞門外大囂。安達氏兵來攻。泰村愕胎。急防之。時賴於是遣弟時定。將兵援攻三浦氏。令金澤實時守幕府。實時泰時弟實泰之子也。大江季光將往屬時賴。其妻慍曰。良人非士也。季光乃屬泰村。時賴令人火三浦氏北隣。泰村大敗。走入賴朝影堂。光村以八十騎據永福寺。以呼泰村。泰村不敢往。光村乃至堂中。諸軍圍之。於是三浦氏宗族列坐影前。光村慷慨曰。向從殿下密旨。則我族將專軍政。若州猶豫。以取此辱。引刀自務。其面問曰。猶可識乎。遂自殺。殿下謂道家也。泰村泣曰。我四世積功於幕府。又以北條氏外戚。輔佐內外。乃不能免於禍邪。雖然。焉知非先君多殺之報哉。何遽北條氏之懟。與其族二百七十餘人皆死。諸三



(從祖父)大をぢ  
 (召至)呼ばれて鎌倉へ來ること  
 (暴卒)俄に死んだこと、道家は關白左大臣故薨すことすべし、時頼が害せしならん  
 (成政子志)政子が嘗て皇子の downward を願ひし志通りになりしこと  
 (循守)従ひ守り  
 (紙燭)油塗りたることよりのこと  
 (皮)膳棚のこと  
 (碟)皿のこと  
 (殘醬)残つた味噌  
 (門地)家から

浦氏妻孥皆釋之。後秦村女野本尼者謀作亂被殺。先是時頼從祖父重時鎮六波羅北方。時頼欲召之。秦村止之。建長元年召至。並執權。時頼爲相摸守。四年道家暴卒。頼嗣又圖時頼。遣長久連等誘諸將士。佐佐木氏信縛送之於時頼。時頼乃廢頼嗣。送還京師。迎後嵯峨帝皇子宗尊親王爲鎌倉主。成政子志也。時頼循守秦時式目。内外稱治。而其自奉多人所不堪。大佛宣時。時房孫也。嘗詣時頼。時已深夜。時頼手一壺酒曰。欲與子共之。願安所得肴。照紙燭。索子皮。靚碟有殘醬。取而佐酒。其儉薄如此。其用人不拘。門地嘗擢青砥藤網。藤網微者也。少好學。師僧行印。遭年旱。時頼聚僧施之。又親祈于三島祠。其京載之牛洩于水。藤網在傍。叱曰。汝亦倣北條公薦事邪。衆問其說。曰。方旱。牛而有知。盍洩于田。今之

(擡)取立てること  
 (微者)身分輕き者  
 (少)若くして  
 (束載)荷物を負ふ  
 (洩)小便すること  
 (聽事)供養のこと  
 (不甄)判然分けて  
 (說之)悦び好きて  
 (封人)領分境を司る役人のこと  
 (畔)田のくろ境界  
 (菴)菴に入れて  
 (後圃)邸の裏の畑  
 (相摸公)時頼のこと  
 (舛)道理に背くと  
 (郵還)宿次で返す  
 (遺)おとすこと  
 (持)かきさぐす  
 (一脯)一枚の鹽魚

施僧不甄其貪廉。廉者寧餓不來。徒飽貪者耳。是何異牛之洩于水也。時頼聞之。召見共語。大說之。竟擡爲引付衆。有公文者。與北條氏封人爭畔。而訟衆皆畏。時頼曲公文。獨藤網直之。公文德之。欲有所報。夜苞錢投其後圃而去。藤網大怒。曰。相摸公司天下之直。直公文乃直。相摸公宜見報。是何舛也。郵還其錢。嘗夜行。遺十錢於水中。乃買炬照水撈之。炬直五十錢。或曰。得不償失。藤網曰。五十錢。吾失人得十錢。誰得之者。我取六十錢。以益於世。不亦大得乎。藤網自儉而喜。施日食一脯。布衣袴褶。刀室不漆。時頼欲加之祿。曰。神見夢於我。曰。汝願治者。增藤網祿。藤網固辭。時頼曰。何辭。曰。神曰。增藤網祿。增之。則神曰。斬藤網首。斬之乎。時頼又從容問其所欲。藤網乃陳鎌倉及諸州吏奸狀。曰。管子稱階前千里門



(布衣)着物  
 (袴褶)騎射用の袴  
 (刀室)刀の鞘  
 (管子)齊の管仲の書  
 (業鏡)此世の善惡宿業の映る鏡  
 (一槌破碎)身死して映すべき業無と  
 (大道坦然)苦を脱せしこと  
 (有物議)種々疑ひ噂ありたること  
 (居常快快)いつも氣わるでくらすこと  
 (異志)謀反心  
 (強毅)心根強きこと  
 (善射)弓の名人のこと

外萬里是也。乃罰其尤奸者。世以此稱時賴得人云。康元元年。時賴有疾。削髮。先是時賴學禪於宋僧道隆。為造建長寺。又造最明寺。於是老於最明寺。長子時宗猶幼。以重時子長時執權。弘長三年。時賴卒。臨卒。作偈曰。業鏡高懸。三十七年。一槌破碎。大道坦然。蓋享年三十七也。時宗年十三。叙從五位下。任左馬權頭。外舅安達泰盛參。與軍政。文永三年。將軍宗尊稱疾不出。僧良基入禱之。而不徵藥。府下頗有物議。兵士四至。良基出奔。幕府近臣稍稍出。留侍者五人而已。宗尊竟還京師。立其子惟康代之。七年。長時卒。時宗執權。時宗庶兄時輔。與長時弟義宗。俱鎮六波羅。時輔居常快快。愧降於弟。九年。二月。時宗令義宗擊時輔殺之。聞其有異志也。時宗為人強毅不撓。幼善射。弘長中。大射於極樂寺第。將軍欲觀。

(小笠懸)笠を懸けて射る騎射の式  
 (萬衆)衆人皆々  
 (齊呼)同音に響る  
 (任負荷)きつと執權職が勤まる  
 (宋氏)支那の宋國  
 (胡元)蒙古の國名  
 (使聘)交際の使者  
 (尋兵)續いて兵を差向けること  
 (書辭)書面の文言  
 (六反)六回のこと  
 (虜)元を卑しめてあひすこと云ふ  
 (瘞)殺したこと  
 (欲遂初志)日本を從へんと思ふ初一念を遂げんとす

小笠懸。願命諸士。無敢應者。時賴曰。太郎能之。太郎。時宗幼字也。召而上場。時年十一。跨馬出一發而中。萬衆齊呼。時賴曰。此兒必任負荷。當是時。宋氏為胡元所滅。諸隣國皆服於元。獨我邦不通。使聘元主。忽必烈。令韓人致書於我。曰。不服。則尋兵。朝廷欲答之。下鎌倉議。時宗以其書辭無禮。執為不可。元主復遣使者趙良弼來。時宗令太宰府逐之。凡元使至。前後六反。皆拒不納。十一年。十月。元兵可一萬來。攻對馬。地頭宗助國死之。轉至壹岐。守護代平景隆死之。事報六波羅。令鎮西諸將赴。巨少貳景資力戰。射瘞虜將劉復享。虜兵亂奔。而元主必欲遂初志。後宇多天皇建治元年。元使者杜世忠。何文著等九輩。至長門。留不去。欲必得我報。時宗致之。鎌倉。斬于龍口。以上總介北條實政為鎮西探題。遣東兵衛京。



(水城)海中に大なる堤を設け其中に戦艦を繋置く所  
 (冗費)むだな費用  
 (憤恚)むツとして  
 (舟師)舟いくさ  
 (漢)支那本部  
 (胡)蒙古のこと  
 (軸)相銜、敵艦が軸と艦と銜み續く  
 (志賀島)筑前の西なる海中に在り  
 (鐵鎖)鐵のくさり  
 (殼)張りて据置く  
 (左肘)左のひぢ  
 (鷹島)筑前四海中(收據)戦艦を收めて根據地とする

師西兵衛者悉從實政。益築太宰府水城。省冗費。充兵備。弘安二年。元使周福等復至。宰府復斬之。元主聞我再誅使者。則憤恚。大發舟師。合漢胡韓兵。凡十餘萬人。以范文虎將之。入寇。四年七月。抵水城。舳艫相銜。實政將草野七郎潛以兵艦二艘。邀擊于志賀島。斬首虜二十餘級。虜列大艦鐵鎖。聯之。殼弩其上。我兵不得近。河野通有奮前。矢中其左肘。通有益前。仆檣架。虜艦登之。擒虜將王冠者。安達次郎。大友藏人。踵進。虜終不能上岸。收據鷹島。時宗遣宇津宮貞綱將兵援實政。未到。閏月。大風雷。虜艦敗壞。少貳景資等因奮擊。虜兵伏屍蔽海。海可步而行。虜兵十萬。脫歸者纔三人。元不復窺我邊。時宗之力也。七年。時宗卒。子貞時甫十四。繼執權。襲父官爵。安達泰盛以外祖益專。太宰府之捷。其子弟與有力焉。

(威望)威勢強く人望あること  
 (狂易)狂氣して平生さは常識變るること  
 (謂)諛言すること  
 (夷滅)滅し盡すこと  
 (倒載)後ろ向に載せること  
 (送還)送り還すこと  
 (探題)一方の軍事を總督する職  
 (誅)煽動すること  
 (矯命)命令を偽り  
 (景)景慕すること  
 (敏)度々云ふこと  
 (分曹)組々を分けて云ふこと

焉。威望日盛。與内管領平頼綱爭權。内管領即家令也。泰盛子宗景性狂易。謂其曾祖實頼朝子也。遂改姓源氏。頼綱因潛之曰。彼更姓。冀爲將軍也。十一月。貞時發兵夷滅安達氏。人以爲三浦氏之報也。頼綱獨執政。後頼綱亦圖反。其長子宗綱告之。貞時誅頼綱。流宗綱。正應二年。九月。府下騷擾。貞時廢惟康。倒載之。與送還京師。東人曰。將軍被流京師也。乃請後深草帝三子久明爲將軍。永仁元年。置長門探題。四年。僧良基。誅故源範賴裔吉見義世。謀亂。捕誅之。正安三年。貞時削髮而老。使時頼孫師時。政村子時村。並代執權。師時從弟宗方爭權。矯命先殺時村。遂欲殺師時。貞時怒。命宣時子宗宣誅之。延慶元年。廢久明。立其長子守邦代之。應長元年。貞時師時相繼而卒。貞時留意於政治。景時頼之風。初時政



(郡國) 國郡のこと  
 (行) 巡ること  
 (冤枉) むじつの罪  
 (問) 窺はすこと  
 (問使) 忍びの使  
 (緇衣) 墨染の僧衣  
 (摘發) 悪事をあばくこと  
 (按之) 檢舉するも  
 (遺命) 遺言のこと  
 (頑率) 頑固で輕卒  
 (舊規) 舊時に定め置きたる規定  
 (黜陟) 官職の進退  
 (予奪) 職祿を與へるを奪ふこと  
 (賄) 賄賂のこと  
 (飲宴) 酒宴すること  
 (一日) 或る日のこと

義時以來、數遣使分曹行郡國、問吏民冤枉。至於時賴貞時、發問使被緇衣四出、多所摘發、吏不得欺也。而問使又稍稍成奸、時賴貞時終親出按之云。貞時既卒、長子高時甫九歲、宗宣及時村孫熙時竝執權、無幾皆卒。長時姪基時及實時、孫金澤貞顯代之。高時舅安達時顯、泰盛之弟也。內管領長崎圓喜、賴綱之甥也。以貞時遺命、共輔高時。五年、遂立高時、執權。文保元年、高時爲相、摸守高時性頑率、委政於時顯。圓喜二人協心、修泰時舊規。既而圓喜老子高資代之。高資性多欲、黜陟予奪、一以賄成。元亨二年、陸奥人安藤堯勢與族季長爭邑而訟、皆賂高資。高資兩納之、不決。二人怒、據邑反。承久以來、士之叛北條氏者、始於此。北條氏遣兵討之、不克。高時不以爲意、日夕飲宴。一日、見狗鬪于庭、喜之、遂令吏民

(笑) 強猛なる犬、むくいぬ  
 (養視) 飼ひ守らす  
 (輿載) 犬を輿駕に載せること  
 (哮嗽) 吠て喰付と  
 (爭尸) 死骸を取合ふ有様のこと  
 (田樂) 曲藝踊り  
 (樂師) 田樂の法師  
 (纏頭) はなのこと  
 (倡) 田樂法師  
 (姬人) 側付の婦女  
 (天狗) 一種の獸類  
 (圓顯) 圓き頭のこと  
 (滿朝) 政府に滿つ  
 (憤怨) むつとして怨むこと  
 (亂謀) 北條氏を討

貢糞、糞數千分、附諸將養視、輿載往來。遇糞不下者、有誅。糞群鬪、哮嗽如爭尸者、狀高時。又喜田樂、樂師亦數千。纏頭費、每以萬數。一夕、高時獨醉舞、有十餘倡來、歌以助之。姬人關之、倡皆天狗。歌曰、不見天王寺妖靈星乎。歌終而去、獸跡滿坐。高時醒、無所見。已而有疾。高資勸其削髮、讓職於貞顯。高時弟泰家、慍其不讓己、亦削髮。高時病起、欲誅貞顯。貞顯自髡、謝之。諸將爭倣之。圓顯滿朝。高時頗不平。高資密令長崎高賴誅之。高資覺、捕高賴、流之。內外憤怨。攝津渡部氏、大和越智氏、皆起兵。高時命吏擊之、又不克。正中二年、高時流中納言藤原資朝于佐渡。以其圖北條氏也。初、北條氏定承久之亂、立後堀川帝。帝傳位於太子。是爲四條帝。帝崩、朝議欲立順德皇子。泰村思士御門帝不與亂謀也。遣安達義景、立



つこ  
 (皇統)天皇の正統  
 (長講堂)京都五條  
 にありたる寺院  
 (湯沐邑)湯あみ髪  
 洗費用の爲の領地  
 (政柄)政權のこと  
 (憤恨)憤り恨まれ  
 (儲貳)皇太子のと  
 (連)掛り合になる  
 (賊)卑しめて言ふ  
 高貴を害せんこと  
 しならん  
 (不成)賊、目的を  
 達せざりしこと  
 (檢之)取調へると  
 (所圖)北條氏を滅  
 ぼすこと  
 (卿)貞時を指さる

其皇子。義景途還曰。有如順德皇子立。則奚爲。曰。廢之。遂入  
 京師。立後嵯峨帝。帝二子後深草。龜山。相繼昇位。後嵯峨特  
 愛龜山。遺詔時賴曰。龜山之後永承皇統。乃以長講堂領爲  
 後深草湯沐邑。後深草上皇欲倚時宗力。以得政柄。時宗不  
 敢從。已而龜山傳位於太子。是爲後宇多帝。上皇憤恨。欲削  
 髮。時宗乃以上皇皇子爲後宇多儲貳。是爲伏見帝。伏見帝  
 立三年。有賊淺原爲賴。夜入宮中。謀逆不成。自殺。六波羅檢  
 之事。連龜山上皇。上皇賜書於貞時。誓無他。帝密勅貞時曰。  
 龜山之在位。憤承久事。陰有所圖。而不敢發。立其後。非卿利  
 也。貞時乃立帝皇子。是爲後伏見帝。後宇多上皇遣使責貞  
 時。貞時乃廢帝。立後宇多皇子。是爲後二條帝。因定議。後深  
 草。龜山二統。每十年更立。先是時賴分藤原氏爲五派。更任

(攝籙)攝政して萬  
 機を總録する任  
 (朝議)朝廷の決議  
 (承)相續すること  
 (屬意)望を掛ると  
 (陪臣)又げらい  
 (世)代々云ふこと  
 (主廢立)天子を立  
 てること廢すること  
 我が思に任すこと  
 (誘致)味方に引よ  
 せること  
 (收致)捕へて鎌倉  
 へ送らせ  
 (案問)きんみする  
 (不可)聞入れず  
 (執議)定議を固く  
 執りて  
 (東宮)皇太子のと

攝籙。貞時之議天位。蓋傲之也。及帝崩。立後伏見之弟。是爲  
 花園帝。朝議欲立後二條皇子。邦良承其後。龜山上皇特屬  
 意於後宇多次子。遣使諭貞時立之。是爲後醍醐帝。邦良爲  
 其太子。帝憤北條氏以陪臣世主廢立也。陰謀滅之。視高時  
 失政。竊喜之。令資朝及右少辨俊基等誘致美濃源氏土岐  
 賴兼。多治見國長等。事覺。或告之於六波羅。北方北條範貞  
 會攝津民作亂。範貞因召四十八所。籌卒得三千人。以襲賴  
 兼。國長殺之。是時正中元年九月也。明年五月。高時遣兵收  
 致資朝。俊基案問之。不服。遂謀廢立。帝因賜誓書。高時奉還  
 其書。釋俊基。遂流資朝也。嘉曆元年。邦良薨。帝初欲廢邦良  
 立皇長子尊良。高時不可。至是。又欲立三子護良。遣使申後  
 嵯峨遺命。高時執貞時議。立後伏見帝。子量仁爲東宮。帝怒。



(山門座主)延曆寺の僧の長  
 (呪詛)北條氏を祈り滅ぼす祈禱の事  
 (鞠而得實)吟味して事實が知れた事  
 (陰謀)北條氏を滅ぼすたくみ  
 (主上)後醍醐天皇  
 (親王)護良親王  
 (貽)残すこと  
 (天道)天理に違ふ  
 (豐)過失惡事の破れさ云ふこと  
 (睥睨)にらみ付け  
 (迂腐)迂遠陳腐  
 (兩上皇)後伏見花園の御二方  
 (太子)量仁親王

與護良謀誘諸寺僧徒因以護良爲山門座主召僧圓觀等呪詛北條氏元弘元年事覺捕圓觀等鞠而得實再執俊基後伏見法皇亦使人來具告帝陰謀高時乃大聚諸將吏問計衆莫敢言高資曰主上親王流之公卿黨者斬之如此而已勿再貽悔也二階堂貞藤諫曰北條氏世尊王室惠下民所以執國命幾乎百六十年也今已執公卿又欲遷帝王如天道何苟使我而無豐朝廷何能爲高資睥睨貞藤曰迂腐之論何陳於今日公獨不知承久故事乎高時從之八月遣貞藤等以三千騎入京師基時子仲時政村曾孫時益方鎮南北得貞藤與計事事泄帝逃之南都仲時時益遣兵索宮中不獲帝則奉兩上皇太子于六波羅北方僧豪譽來告帝在叡山則遣近江守護將兵攻之不利已而南都僧來告帝

(二帥)仲時時益  
 (檢斷)六波羅の裁判官のこと  
 (繼城)城にすかり  
 (呼謀)呼はり謀ぐ  
 (追獲)恐れ多くも捕へ奉ること  
 (徒)恐れ多くも流し奉ること  
 (護送)守衛して送り奉ること  
 (拘)拘留し奉る  
 (千窟)赤坂河内  
 (白旗)播磨の地  
 (甫)かぞへ年のと  
 (山陽兵)山陽道國々の兵  
 (徵)勅員令を傳へよび出す如し

在笠置山二帥乃使近江兵備叡山而遣檢斷糟谷宗秋隅田通倫等圍笠置城固不拔高時遣大佛貞直金澤貞冬將數萬騎助攻未至陶山義高小見山氏眞率五十餘人夜乘風雨繼城而入縱火呼謀外兵應之城即陷帝逃走追獲拘之六波羅南方高時遣貞藤及安達高景立量仁即位是爲光嚴帝令貞直引兵攻官軍將楠正成走之二年請光嚴帝詔徙帝于隱岐千葉貞胤小山秀朝佐佐木高氏將兵護送已而楠正成復起兵皇子護良赤松則村繼起據千窟赤坂吉野白旗諸城高時遣義子阿曾時治與貞藤高直高資以五萬騎赴攻三年二月時治攻赤坂人見恩阿本間資貞先登資貞子甫十八隨父死城終陷閏月貞藤亦陷吉野與時治俱援高直圍千窟不能下三月六波羅二帥徵山陽兵兵



(三石)備前の地名  
 (摩耶山)攝津の山  
 (警)用心させて  
 (逃逸)逃れ出で  
 桂川)京都の西方  
 (磧)河原のこま  
 (巷)小道のこま  
 (八幡)山崎山城  
 (運路)兵糧運搬道  
 (梗塞)塞り通れぬ  
 (陥伏)伏兵に會ひ  
 (山徒)延曆寺僧兵  
 (彌騎)弓射る兵  
 (悉甲)兵を殘らず  
 繰出すこま  
 (陣)城上のひめ垣  
 (相踵)つゞくこま  
 (行在)後醍醐天皇  
 の在す所

降於則村爲守三石則村進據摩耶山二帥又徵四國兵伊  
 豫豪族亦應官軍二帥遣近江兵攻則村大敗於是數警隱  
 岐守護備帝逃逸而帝果逃歸伯耆二帥再遣萬人攻則村  
 又敗則村與藤原宗鎮縱火來攻遣宗秋通倫以兵二萬拒  
 之桂川則村子則祐亂流來擊我兵又大敗時已夜新帝兩  
 上皇入六波羅二帥大出兵於七條磧陶山高通河野通盛  
 巷戰走則村則村退走扼八幡山崎運路梗塞二帥遣兵擊  
 之陥伏敗還而山徒亦以護良令來攻二帥遣彌騎擊走僧  
 兵因略以利又使近江守護佐佐木時信備之高通通盛又  
 敗則村子京南而官軍將源忠顯大兵來攻二帥悉甲乘陣  
 時信以五千人擊走忠顯而結城親光邊降官軍士卒多逃  
 二帥告於鎌倉使者相踵四月高時遣名越高家足利高

(狐川)山城の地名  
 (鮮甲)綺麗な鎧  
 (挺前)拔け驅のこ  
 (傍觀)傍で見居て  
 (張飲)酒宴するこ  
 (吏胥)小役人のこ  
 (擊卻)撃ちのけ  
 (環起)取巻き起り  
 (四走)四方へ逃る  
 (番馬驛)近江の地  
 (夾)挟むこま  
 (殿)軍の最後隊  
 (被收)生捕にあは  
 せられて  
 (獨)たゞ云ふこ  
 (發)起して  
 (徵糧)兵糧を徵發  
 するこま  
 (諸邑)諸方の領地

氏等西上半守京師半攻行在高家朝時五世孫也與則村  
 戰狐川被鮮甲挺前中箭死高氏傍觀不戰下馬張飲遂降  
 官軍合兵攻京師京師兵三萬大半吏胥不習戰二帥乃深  
 溝固壘守之擊卻忠顯已而城兵大潰餘千餘人二帥聽宗  
 秋議夜奉兩上皇新帝太子空城東走土兵環起而射太子  
 以下四走矢中新主肘時益死之天明又遇敵數百擊破而  
 過明日至番馬驛遇土兵數千人奉龜山皇子守良夾路而  
 陣宗秋擊破其前鋒而兵疲矢盡走入佛寺與仲時謀欲據  
 近江一城時近江守護殿而後待之不至仲時曰是亦叛矣  
 乃謂其兵曰獻吾首於官軍是我所以報諸君之勞也乃自  
 殺宗秋以下四百餘人從死新主兩上皇被收入京師高時  
 未之知也獨聞高氏叛則恐發上野下野等六國兵附弟泰



(其鋒)其先鋒軍  
 (入間河)武藏の河  
 (久米河)同上  
 (分倍)同上  
 (次)軍泊ること  
 (合齊射)一齊に弓  
 を射さす  
 (駭走)驚きにげる  
 (敗聞)敗滅したと  
 (失色)怖れて顔色  
 なきこと  
 (間)隔てること  
 (于囊坂)相摸の地  
 (猜疑)尊氏と同意  
 ならんと疑れること  
 (極樂寺坂)相摸地  
 (感激)感じて心勵  
 むこと  
 (假紺坂)相摸の地

家西上。因徵糧於諸邑。次至新田義貞邑。義貞斬其吏。高時大怒。乃專北。向其鋒。遣金澤貞將、櫻田貞國、分道攻義貞。貞國與義貞戰于入間河。殺傷相當。退次久米河。明日又戰。不利。退次分倍。高時遣泰家援之。黎明令兵三千人齊射。而全軍從之。大破義貞軍。既勝。驕不設備。會三浦義勝叛。屬義貞。合兵來襲。泰家駭走。橫溝某、安保某、遠闘死之。而小山千葉二族皆叛。貞將與戰。敗走。諸軍敗。歸鎌倉。則六波羅敗聞至矣。内外失色。間一日。義貞三道來攻。高時乃遣基時、貞直守時。守時、長時、孫而足利高氏妻兄也。拒于囊坂。大敗。曰。吾被猜疑。不若速死。乃自殺。貞直拒極樂寺坂。敗退。家臣本間某獲罪。家居。是日出戰。斬敵將大館宗氏。獻首。貞直而自殺。貞直感激。冒敵陣死。基時與義貞相持于假紺坂。而義貞撰兵。

(相持)にらみ合ひ  
 (先塋)先代の墓所  
 (潰)隊伍バラバラに逃くづれる  
 (已灰)焼けて灰になりある  
 (節)忠節のこと  
 (招降)招き降らす  
 (呵止)呵り止る  
 (抗者)手向ふ者  
 (披)パツと退くこと  
 (爲圖)自殺せよ  
 (快戰)心よく戦ふ  
 (撤帳)指物を捨て  
 (裏刃)刃物を鎧の中に隠し持ち  
 (掀)差上げること  
 (訣飲)死の水盃す  
 (屬觴)盃を指す

自稻村崎入。縱火府中。高時以千餘人逃于東勝寺。先塋貞將戰死。基時國時。鹽飽聖遠父子。皆自殺。三道軍皆潰。安東聖秀自極樂寺軍還。則府第已灰矣。憤激曰。百年之跡。何無一死節。屍乎。下馬將死。其從女爲義貞妻。贈書招降之。聖秀作色謂使者曰。吾姪士家女。何爲此無恥之言。而義貞亦不呵止之也。以書握刀。割腹而死。義貞軍進入府中。無復抗者。獨長崎高資子高重力戰。敵四面萃之。高重左右衝突所向。皆披。還見高時。曰。事已至此。公自爲圖。雖然。臣猶欲一快戰。公且待之。乃乘其愛馬。與百餘騎。撒帳裏。及雜入新田氏軍。狙擊義貞。垂及而覺。敵兵圍之。高重乃大呼奮擊。馬上掀敵一將。投數步外。敵軍辟。易高重走。至東勝寺。則高時以下方訣飲。屬觴高重。高重三酹。傳之攝津道準。而自屠。扶腸出之。



(三爵)三口飲み  
 (自屠)切腹して  
 (抉腸)腹わたを掴みて出し  
 (奸下物)よき肴  
 (滿酌)十分一杯つぐ  
 (盡半)半分飲みて  
 (遺託)頼み残し  
 (遺胤)残した子  
 (疾)にくみて  
 (亡匿)にげ隠れる  
 (舍者)かくまふ者  
 (餓死)餓ゑて死ぬ  
 (後圖)再擧のこゝ  
 (孩)抱抱へる子供  
 (付)渡せよ  
 (番)もツかうのこ  
 (饑衣)血の付く衣

道準笑曰好下物也。因滿酌盡半以傳諏訪直性而死。直性與長崎圓喜皆死。高時乃自殺。從死者凡六千八百餘人。高時有二子。曰萬壽。龜壽。萬壽之母之兄五大院宗繁。受高時遺託。為匿萬壽。義貞購求高時遺胤。宗繁欲斬。送萬壽而憚。物議乃給萬壽曰。敵且來捕。宜逃。伊豆萬壽從之。宗繁走告。義貞追獲斬之。義貞疾宗繁所為。將誅之。宗繁亡匿。無舍者。道餓死。初泰家密諭諏訪盛高曰。萬壽既託宗繁矣。汝奉龜壽以為後圖。雖家兄自招禍。而天豈遽忘我祖宗德哉。時高時逃葛西谷。而龜壽猶孩。從在母所。盛高往言於衆婢曰。速付次郎我公欲訣之。聞太郎已死。次郎亦終難免耳。衆婢皆泣。盛高佯怒。取之而去。走信濃。匿於諏訪祠官賴重家。泰家既遣盛高欲自脫。走為重傷歸鄉者。狀臥舂中以饑衣自覆。

(號)しるしのこゝ  
 (昇之)手でかくと  
 (先導)先き道びき  
 (行遠)遠く行きたるこゝ  
 (度)見ばかりて  
 (航而)船で  
 (筑紫)九州の地  
 (阨)固めて居た  
 (犯)攻めるこゝ  
 (阿彌陀峯)京都の東山に在り  
 (宥死)殺さずに  
 (邑)知行地のこゝ  
 (謀反)官軍に背き  
 (見誅)斬殺される  
 (敗死)敗軍して死ぬ  
 (有舊)古なじみあり

南部景家伊達匡衡昇之令二卒繫新田氏號騎而先導。走陸奥。餘兵三百餘人。度其行遠。火第自殺。新田氏至。以為泰家已死也。鎌倉與六波羅間十五日。皆夷滅。長門探題時直時房第五子也。為土居氏得能氏所攻。航而東走。聞高時死。欲還筑紫。筑紫探題北條英時亦為少貳貞經所攻。殺時直。因貞經降宥死歸邑。尋病死。淡河時治時房孫也。初屯越前。阨北陸道。已而越中守護名越時有戰死。平泉僧兵來攻時治。時治與妻子皆自殺。時直時治之亡。與鎌倉六波羅皆同。月。是月。大佛高直。二階堂貞藤。長崎高資等。解千窟圍。退保南都。七月。謀犯京師。官軍來攻。高直等削髮而降。斬于阿彌陀峯。以貞藤嘗諫高時。特宥死歸邑。尋謀反。見誅。明年。赤橋重時。僧憲法。及本間澀谷。規矩。絲田氏等。竝起。皆敗死。而泰

日本外史 卷之四 北條氏 五十一



るこま  
(窺伺)目を付けて  
 様子を探ふこと  
 (蓄髪)髪を延ばし  
 (期約)出兵の時日  
 を定め約束する  
 (逃亡)逃げて  
 (黨故)徒黨の古なじみの者  
 (招聚)よび集め  
 (兼行)晝夜行き  
 (橋本)遠江の地名  
 (亡者)逃げる者  
 (阻)隔て  
 (剥面)顔の皮むき  
 (謂)思へり  
 (二旬)二十日のこと  
 (目之)名づけて  
 (野)大和の地名

家自陸奥潛來京師依藤原公宗公經裔與北條氏有  
 舊相俱窺伺朝廷時朝廷失政天下士民皆思北條氏泰家  
 於是蓄髮更名時興時龜壽在信濃亦更名時行約期攻京  
 師事覺公宗被誅時興逃亡不知所終而時行與諏訪賴重  
 招聚黨故旬日得五萬人東攻足利直義於鎌倉走之尊氏  
 自京師來討時行遣名越時基將三萬人逆擊臨發大風破  
 屋時基更卜日兼行戰于橋本後軍多亡者且戰且退阻相  
 摸河而陣水方漲時基不備足利氏夜濟時基大敗與三百  
 人走歸賴重使時行脫走而與四十餘人剝面自殺足利氏  
 至謂時行既死也時行起兵二旬而敗世目之曰二十日前  
 代時行之起也名越時兼亦起北國及時行敗為加賀將士  
 所攻滅延元二年時行遣使詣吉野行在上言曰臣父伏天

(伏天誅)罪ありて  
 天皇より誅せらる  
 (困)困らし奉る  
 (青野原)美濃の地  
 (匹馬驛)ひくま驛  
 (寸兵尺鐵)僅の刃  
 物と云ふこと  
 (衽席)蒲團と云ふ  
 ことにて坐作らの意  
 (篡)盗み取る  
 (其宗)家の一族  
 (削弱)殺して削り  
 弱め  
 (疏斥)疏遠に除け  
 (自剪伐)同宗を切  
 り拂ひ  
 (異姓)北條氏のと  
 (懸珠)懸け離れる  
 (謬計)間違の計策

誅臣不敢怨所怨者足利尊氏世受恩於臣家而卒背之今  
 又困天子臣願討尊氏以贖父罪詔許之尋以五千人發伊  
 豆從官軍將源顯家擊走足利義詮于鎌倉退至美濃與上  
 杉憲顯等戰于青野原轉戰至和泉及顯家敗終赴行宮任  
 左馬權頭三年從宗良親王至遠江擊破今川範氏兵于匹  
 馬驛從親王投井伊高顯亦不知所終  
 外史氏曰北條氏之於源氏則藤原氏之於王家也皆不用  
 寸兵尺鐵而篡其國於衽席之上何其易也蓋人情莫不知  
 親其宗而顧謂不如妻黨之可倚也於是削弱兄弟疏斥親  
 族以為為子孫除患害而不悟其自剪伐以資異姓可不哀  
 哉源氏之成國也固懸殊王家而其謬計出王家所未為故  
 受其禍有更烈者而北條氏之陰謀狡智乃非藤原氏所及



北條氏を信じたも  
 (陰謀狡智)腹の懸  
 き目論見悪智懸  
 (斷其骨肉)兄弟同  
 士打させ  
 (剪其手足)力にな  
 る者を除け無くし  
 (潛收)目に立たぬ  
 やうに引取り  
 (默竊)黙ッて盗み  
 (未措手)まだ手を  
 付けぬさま  
 (翼戴)上を助け崇  
 むること  
 (悖逆)惡逆無道  
 (憚憚)恐れる貌  
 (間然)講ること  
 (以理)天理を以て  
 (舊史)古き歴史

也。鬪其骨肉。剪其手足。潛收默竊其權。而如已未嘗措手。及其  
 其得權。亦有所翼戴。而不敢自居。辭其名。而取其實。舍其利  
 而操其柄。使天下不能議己。子孫守其遺謀。而加以周密。終  
 使帝王之廢立。攝籙之進退。盡取決於己。而如己無所關。不  
 得已而爲之措置。是北條氏家法。所以能長持天下權衡焉。  
 而至於盡心民事。前後武族所罕覩也。蓋自知其悖逆人神  
 所不容。惴惴焉計以此贖之。而秦時其最者矣。世之論者。於  
 秦時無所間然。已余謂承久之事。秦時其罪之魁也。何哉。使  
 秦時之賢果如所傳乎。則既定禍難。擁大兵於輩下。諸大處  
 分。莫不由己。其於朝廷與幕府。往復之際。豈無所以善處之  
 己。可以理導。又可以勢禁。是之不思。而陷其父於大惡。難有  
 善政。寧贖其罪耶。是知舊史所稱。秦時勸其父。詣闕納降。不

(決前)意を決して  
 進めと云ふこと  
 (出恩仇之私)恩あ  
 る御方と仇と見る  
 御方とて取扱私意  
 (過褒)ほめすぎ  
 (蛇虺)蛇は大、虺  
 は少、皆人を害す  
 (鬼賊)賊は短狐と  
 て陰惡のもの  
 (稱兵)兵を起すと  
 (抗)柄突き張合ふ  
 (幽囚)押し込め  
 (斧鉞)死刑の道具  
 (醜類)北條氏主從  
 (殲)ねだやしす  
 (恢恢)廣大の意  
 (恫喝)おどかさ  
 (剪屠)斬さいなむ

聽臨發問。遇親征。則何爲。曰。降之。否則決前。皆史氏爲之文  
 過耳。不足信也。至其立後。嗟峨亦出。恩仇之私。論者謂之天  
 命正理。亦過褒矣。然北條氏七世。其可以人理論者。獨有秦  
 時。其他如義時輩。皆蛇虺鬼賊。又曷足責歟。或傳義時誅深  
 見某者。而近其子。卒爲所殺。噫。是其或然也。昔平清盛源義  
 仲。竝稱兵抗上。皇皆除。讒人而已。不敢遂其幽囚之計也。然  
 猶不免誅滅。如義時者。真無前逆。賊而得脫。叛名於世。天其  
 假手。其臣僕斃之也。及其子孫。遇新田氏之斧鉞。扶其巢穴。  
 殲其醜類。天網恢恢。疎而不漏。豈不信哉。外史氏曰。時宗之  
 御元虜。保我天子之國。足以償父祖之罪矣。虜蓋以其所以  
 恫喝趙宋者。來擬於我。我卻其使。不納。未有曲直也。及彼以  
 兵來脅。剪屠我邊疆。則曲在於彼。彼使再來。不可不執。而戮

一ノトヨ

一ノトヨ



(所挾)こだてとす  
 (機宜)やり方よろ  
 (接武)時宗のあと  
 (張皇)擴張して宏  
 (土着)九州土着兵  
 (軍須)軍用  
 (砲礮)大砲  
 (長技)すぐれたる  
 わざのこと

之折彼凶威。定我民志。奪其所挾而決死待之。可謂深中機  
 宜矣。否則我幾何而不為趙宋也。其後唯菊池氏之待明庶  
 幾接武。足利氏屈膝外。不足言已。豐臣氏能不辱國體。勝  
 足利氏萬萬。然至與明戰。張皇太甚。內自困敝。雖攻守異勢  
 不及北條氏遠矣。北條氏之策守則土著不煩徵發。軍須不  
 擾經費。委任將帥。不自中掣之。其戰則憑陸誘寇。走舸逆戰。  
 短兵急接。皆可以為後世之法也。吾嘗觀鎮西士人所傳元  
 寇圖卷。虜盛以砲礮臨我。而我兵揮刀奮前。虜不暇發焉。蓋  
 是時我未有火器。相敵。吾是以知兵之勝敗在人不在器。我  
 長技自有在。為可恃也。

日本外史卷之四終



終

